

西日本入会林野研究会 会 報

(第10号)

第一部 10周年記念特集

1. 重要性を増す入会研究（中尾英俊・半田良一・松原邦明 他2）… (1)
2. 研究会10年の歩み（西森正信・森 有為 他5）…………… (15)
3. 『入会』と私（矢野達雄・松原 功 他5）…………… (28)

第二部 地域振興と入会林野（第10回シンポジウム）

1. 問題提起（山本忠夫・山口 節・酒井利幸・北川 泉）…………… (39)
2. シンポジウム（司会 佐藤英男・岡森昭則）…………… (52)
 - I 入会林野の法律問題 ……………… (52)
 - II 『委任の終了』の活用の可能性 ……………… (56)
 - III 入会林野の高度利用 ……………… (58)
 - IV 生産森林組合の経営問題…………… (59)

<総会報告>

<地図でみる生産森林組合>

1985. 6

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条(名称) 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条(目的) 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条(事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条(会員) 本会は西日本(中・四国、九州)地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条(役員) 本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。
運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条(総会) 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条(会費) 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条(会計年度) 本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

目 次

第一部 10周年記念特集

1. 重要性を増す入会研究

研究会が生まれるまで	代表委員	中尾 英俊 1
山村の『稼ぎ』と入会林野	中日本入会林野研究会代表委員	半田 良一 4
創立十周年を祝して	東日本入会林野研究会代表委員	松原 邦明 7
森林・林業の課題と展望	林野庁企画課長	山本 徹 9
入会事業6年有余をかえりみて	林野庁森林組合課課長補佐	山田 保夫 12

2. 研究会10年の歩み

西日本入会林野研究会第10回大会にあたって	高知県木材振興課	西森 正信 15
西日本入会林野研究会第10回大会を記念して	大分県九重町	森 有為 17
入会林野研究会と入会林野近代化事業	熊本県南小国町	佐藤 英男 18
西日本入会林野研究会発足10周年によせて	長崎県林務課	吉嶺 芳徳 19
西日本入会林野研究会をふりかえって	琉球大学農学部	篠原 武夫 21
入会林野研究会第8回大会を回顧して	広島県庄原農林事務所	川上 和之 22
いまだ委任は終了せず	福岡市土地開発公社	川原 祥治 24

<西日本入会林野研究会の歩み> 26

3. 『入会』と私

入会調査と推理小説 一体験的調査考一	愛媛大学法文学部	矢野 達雄 28
私と入会林野の出会い	山口県椎茸農業協同組合連合会	松原 功 29
入会林野整備事業の取組みを顧みて	大分県日田市	重石 巧 31
生産森林組合設立にあたって	長崎県平戸市川内生産森林組合	峰野 正剛 32
林構事業と入会林野	佐賀県鹿島農林事務所	益田 一馬 33
全員が発言できるシンポジウムを	九州大学農学部	岡森 昭則 35
一つのセイシン主義的セイシン論	九州大学農学部	堺 正紘 36
地図でみる生産森林組合			37



第二部 シンポジウム『地域振興と入会林野』

1. 問題提起

生産森林組合の経営について	島根県猪目生産森林組合 山本 忠夫	39
『委任の終了』による近代化について	宮崎県林産課 山口 節	41
地域振興と生産森林組合の役割	大分県九重町 酒井 利幸	44
森林の多面的利用と入会林野	島根大学農学部 北川 泉	49

2. シンポジウム

I 入会整備の法律問題

登記名義人と確認書	52
確認書の法律的意味	53
確認書の内容	54
持ち分の集中した入会林野の近代化	54
入会農地と農地法	55
公有地の入会整備	56

II 「委任の終了」の活用の可能性

『委任の終了』の事例	56
『委任の終了』の法律問題	57

III 入会林野の高度利用

林野利用の複合化	58
地域の自然条件の活用	59

IV 生産森林組合の経営問題

生産森林組合の運営資金	59
補助金の圧縮記帳	60
法人住民税の増税問題	61
生産森林組合か個人分割か	62

<総会報告>	63
--------	----

第一部 10周年記念特集

1. 重要性を増す入会研究

研究会が生まれるまで

代表委員 中尾英俊

わが西日本入会林野研究会も生れてからはや10年至った。この10年をふりかえると反省を含めていろいろ書きとめておきたいことがあるけれども、いまわが研究会のみならず入会林野が一つの転機にさしかかっているという事態をふまえ、このような研究会が生れたいきさつを明らかに記録しておくこともまた必要であると思う。昭和四十七年四月に農業法学会（会長小倉武一、副会長加藤一郎、会員約100名、農業法専攻学者のほか実務家で構成）の第十二回大会が私の勤務する西南学院大学で開催された。私が事実上開催事務局を引き受けたがそのときのシンポジウムのテーマが「入会権」であった。当時、入会近代化事業が開始されてからまだ間がない時期だったので、私は九州各县の入会林野担当者の方々に出席を呼びかけたところ数名の方が出席された。学会の性質上主として理論的な問題が議論され、個別的具体的な問題は取上げられなかつたけれども、出席参加者五十余名学会というより研究集会というような雰囲気であつただけに、実務家を含めての学会はますます成功といってよく、学会事務局としては一安堵したものである。

そのころから入会林野整備事業がいよいよ軌道にのりはじめたが、それに伴い事業実施に伴う難問が出てきて、事業担当者の方々はずいぶん悩まれたようであるし、私もまたコンサルタントとして西奔南走する、というありさまであった。そんなある日、といつても学会が開かれてから一、二年至ってからであるが、大分県九重町の森有為さんから私に、「この前の学会のように、学者や実務家が一しょに集って入会林野の問題を議論するような会合がつくれないものですかね」という相談をうけた。当時九重町は龐大な財産区有地を含む入会林野整備に取組み、この事業には全国的にも先進的な町であり、森さんはその当面の責任者だったのである。

当時入会林野近代化にかんする研究ないし検討の恒常的な場は、中央コンサルタント会議と、各県担当者のブロック会議があった。しかし中央コンサルタント会議は文字通り各府県コンサルタントの会議（府県担当者はオブザーバー）であり、ブロック会議は各府県担当者のみの、どちらかといえば事務連絡的な会合で、しかも当時、西日本では中四国、九州ブロックごとに行なわれていた。したがって、入会林野整備事業の第一線に立つ市町村や県の出先機関の担当者は、その所属する県によって恒常的に研修会等が行なわれないかぎり、入会林野にかんする問題を議論する機会はなかった。ただ私の接したかぎりではほとんどの県でそのような研修会が開かれ、それをつうじて入会林野にたいする理解は急速に深まっていたように思われるが、それでも一定の制約があって、実務家と研究者そして入会権者が参加して自由に意見を交換できる場はなかったのである。

ちょうどそのころ、コンサルタントとして高知県に行っていたが、同県入会担当の西森正信さんから、「いま入会の会合など九州は九州、中四国は中四国でやっているが、これを一しょにして検討会や研修会など開いたらよいと思う」ということを云われたので、森さんからの提案を話して「中四国、九州一緒にあってこのような研究を開いたらどうだろう」というと「それをぜひ実現して下さい」と非常に熱心に頼まれた。さて、そのような思いつきが企画にのるものかどうか、多くの人々の意見を聞かなければならぬ。そこで研究者で農業法学会理事である武井正臣先生（当時島根大学）に相談したら、全面的に賛成を頂いたので、今度は県の古くからの担当者でベテランである長崎県の吉嶺芳徳、鹿児島県の馬場透、市町村の担当者でベテランの熊本県南小国町佐藤英男さんたちに意向をたずねたところ、それはよい思いつきだ、ぜひ実現させたい、自分たちも応援する、ということであったからこれらの方も発起人になって頂いた。

それでは、ということで準備にとりかかった。まず研究会を開く場所であるが、これは言い出し兵衛格の森さんにお願いした。九重町は入会林野整備事業が全町的に行なわれて町の皆さんとの理解度も高く、かつ温泉観光地として来客

の受入れ体制もよい。私もコンサルタントとして何回か九重町に来ているのでお頼いしやすかった。幸い、当時の麻生毅町長が入会林野整備事業に非常に熱心だったので、快く同町での開催を引受けた下さった。

さて、研究会は開ける段階とはなったが、自分たちが云い出した前例のない研究会だけに、自分たちでやらなければならない。まず事務局づくりに日頃懇意にしている九州大学農学部堺正経、笠原義人（現宇都宮大）の両氏に協力をおねがいし、必要な労力は九州大学農学部林政学教室と西南学院大学法学部の私の研究室の学生諸君の手でまかなうこととした。問題提起者も発起人の中からお願いすることにし、これでほぼ準備ができた、というところで大分県、さらに県をつうじて林野庁、西日本各県へと連絡をお願いしたのである。もとより大分県入会担当の佐藤友彦さんや私の地元福岡県の大広光義さんなどには前以って相談はしていたがそれも、県にこの研究会を主催してほしいということではなく、出席参加をお願いするということであった。

かくして昭和五十年十月の末、秋もようやく深まる大分県九重町宝泉寺温泉で第一回の研究会が開かれた。主催者としてどの程度の方々の参加を頂けるか気になったが思いのほか多くの方が出席され、研究会も大成功であった。それも、九重町麻生町長以下の御尽力、森さんの地道なお骨折りと当時の企画室長アイデアマン江藤薰さんの名演出があったればこそその成功であった。

この成功に気をよくして、私は西森さんに「あなたは森さんとならんで云い出し兵衛なのだから二回目は高知で開いて欲しい」と半ば押しつけたところ、快く（あるいは観念して？）引受けた頂き、かくて、九州、中四国交互に大会を開催するというルールが敷かれたのである。

ところでこの第一回大会のとき私は発起人代表として「この会は入会林野整備をすべきだという前提に立つのではなく、整備するのが是か非かを出発点とすべきであり、かつこの研究会での発言は発言者個人の意見であってそれについては全く行政上の責任を問われないことを確認したい」旨の発言をした。この趣旨はその後ずっと守られてきたし現在でもかわっていないと思う。

そして、その後中日本、東日本にも同じ目的をもつ研究が生れたことは全く

同慶にたえない。目的は一つでも各研究会それぞれ独自の運営が行なわれてよい。

入会林野整備事業も実施以後二十年を経過し、行政的にみた場合にほぼ行きつくところに着いたという感がないでもない。そうすると入会林野整備という形式面がらみると、この研究会の存在理由は何か、が改めて問われることになる。

しかし前述のようにこの研究会は入会林野整備研究会ではない。また現段階において入会林野が実質上激減したといえるか否かも問題である。入会林野をめぐる紛争も少なくないし、ましてや入会林野が高度利用されているとはいえないであろう。そうである以上この研究会がその目的を達したといえないばかりか、なお一そう新しい現点に立って研究をすすめてゆかなければならぬのである。

(西南学院大学法学部)

山村の「稼ぎ」と入会林野

中日本入会林野研究会代表委員 半田良一

1千万haに及ぶわが国の人工林の大部分は今や成熟過程にあり、国産材の供給量も20年後には現在の3倍近い年9千万m³に達するとみられる。一方、三大外材のうち米材とソ連材の供給力は今後も持続するだろうから、国産材産地は今後激しい国際的産地間競争の中で需要開発に取り組む覚悟を固めねばならない。林業も従来のような「生業」の域を脱し販売重視の「営業」を志向すべきだ、といった主張が最近誌上を賑わしているし、一部の意欲的な林業家たちには、この認識がかなり浸透してきた。けれども現実の山村では、近年の木材価格の低迷により中小規模林家の林業ばなれの傾向が著しく、彼等にとって林業は、

営業はおろか生業の域からも後退して、よく言っても財産づくり、実際上は放置の状態に委ねられている。入会林野ないし入会の実体をそのまま継承した生産森組では、その傾向がいっそう著しい。地域性を生かした山村のまとまりが強調されるのと裏腹に、期待と現実との乖離が深まっているのではなかろうか。

その最大の原因は、これまでの人工林経営は生業の場という色彩が稀薄だったことにあると思う。いうまでもなくかつての入会林野は、地元住民にとってかけがえのない「稼ぎ」の場だった。その代表的な形態は、入会林野に生立する雑木林を原木とする木炭製造で、周知のごとく製炭は戦前の山村における最大の所得源だった。昭和30年当時の上質の木炭1俵の問屋荷受価格600～700円、その原木代200～250円という数字を比較しても、木炭の附加価値の大きさ、すなわち「稼ぎ」の対象としての貢献度がよく分かる。その木炭需要が30年代中頃から急速に斜陽化した。木炭に比肩するだけの「稼ぎ」の対象といえば現在では椎茸などのきのこ類だが、木炭ほどの全国的広がりはどういもちえない。そして旧薪炭林の大部分は、林種転換してスギ・ヒノキなどの人工林が造成されたのである。

以来約四半世紀、人工林の成育段階では入会林野における「稼ぎ」が途絶えていた。植栽や手入れの作業が所得として還元されるのは何十年も先のことだから、「稼ぎ」の要素は稀薄化する。生産森組制度は従来の個別的な「稼ぎ」を従事分量配当という新しい形に再編しようとするものといえるが、林木の生産期間の長期性はやはり越え難い隘路である。

けれども幸い、30年代に新植された人工林は上述のように成熟期に近づき、旧入会林野も、法正齢級分配というには程遠いが、経営単位でみるとかなりバラエティに富む林分を擁するようになりつつある。これは、用材林業を「稼ぎ」の舞台ならしめる基礎条件が曲りなりにも整ってきたことを意味する。木炭の盛時には、入会林野内の薪炭林に区画輪伐の施業を行って原木供給の保続を図っていた例が少なくないし、現在も大分や宮崎の椎茸産地では原木林を区画輪伐することがむしろ常識になっている。伐期齢こそ長いが、用材林業でもその気持さえあれば輪伐態勢を整えることは難事ではあるまい。

それにしても、林業所得をもっぱら主伐木の立木売りだけに賭ける考え方では、「稼ぎ」の場をとり戻すことは困難だろう。木炭や椎茸のように山村内部で最終製品にまで仕上げることは容易でなかろうが、丸太の出材にさいして採材・仕分けを丁寧に行ったり、また伐採以前の段階では枝打ちを的確に行うことによって、附加価値を実現できる場面はずいぶん広がるのではなかろうか。さらに主伐と間伐とのコンビネーションまで工夫すれば、附加価値の可能性はいっそう増大するに相違ない。

ただ現在のところ、この種の集約施業は一部の篤林家の特殊な施業で一般的な林家には縁遠いものと受けとられている。まして入会林野の場合は、多数の構成員に対して責任を負う立場の執行部はどうしても保守的になり、経営を積極的に展開するよりも財産を温存備蓄する姿勢に傾きがちである。これから林業は、最終的には経営者の果断な意思決定が不可欠であり、そのいみで「営業」の心構えが要求されるわけだが、反面、考えられるさまざまの施業体系をできるだけマニュアル化し、誰でも容易に選択し実行できるように整備することが望まれる。ここに、用材林業が山村住民のポピュラーな「稼ぎ」の場として定着する鍵がありそうに思う。またかかる集約施業のマニュアル化が成功した暁には、比較的まとまった団地を多く擁する入会林野こそ最も働きがいのある「稼ぎ」の場となり、地域林業発展の推進者の役割を担えるのではなかろうか。

新しい林業技術の可能性に挑戦するパイオニア精神を鼓舞激励するとともに、技術の裾野を絶えず拡大する普及の重要性をこのさい改めて見直したい。それが案外、（整備の前後を問わず）入会林野の経営問題に一つの方向を示唆することになるかもしれない。

（京都大学農学部）



創立十周年を祝して

東日本入会林野研究会代表委員 松原邦明

貴西日本入会林野研究会創立十周年・研究会会報10号の発刊にあたりまして、心からの敬意と祝辞を捧げます。

さて、昭和41年制定の入会林野近代化法とそれに基づき推進されてきた入会林野整備事業は、日本における入会林野解体の歴史のうえで画期をなすものであります。ところで、この法律の意図する入会林野の権利関係の近代化は、林野の高度利用を目的として入会権を消滅させて、所有権等の近代的な権利におきかえるものであります。この法律の効果的な運用のためコンサルタント制度を創設する等の工夫がなされました。このような特別の配慮が必要であったのは、施策推進上必要とされる入会林野について十分な知識や理解が関係者に得られているとはいえない事情のあることや、入会林野整備実施は権利者集団の自主性の尊重と現地主義に基づいてなされなければならないからです。

このことは、実際コンサルテーションで現地調査等を行ってみると、林野における権利関係の判定、権利関係の近代化の是非、整備手続きの選択等について、具体的かつ実践的に判断・対処していくことが如何に難しいか、身に沁みて感じさせられて、十分に理解できることがありました。だから、同法施行後毎年開かれた『入会林野等整備コンサルタント中央会議』は、少くとも私たちコンサルタントにとっては大層有意義がありました。法学、経営学、林学その他の分野の研究者、登記官、弁護士、農林業団体役職員等が一堂に会して、入会権の有無の判定、公簿上の所有名義人の取り扱い、登記嘱託上の手続き問題、さらに整備後の経営問題等について、多方面から論議することができたからです。日頃接觸する機会のない自分の不知の専門分野の研究者や実務家からの知見や、他地方における入会林野整備をめぐる課題や実践例を聴取できて、入会林野の抱える問題がいかに多様かつ複雑で、その解決のためには総合的、学際

的な対応の必要なことを教示するものがありました。こうした面で、コンサルタント中央会議の果たした功績は大なるものがあった、と言えましょう。

しかし、この会議の有効性には大きな制約と限界が感得されていました。時間的制約のため、じっくりと事実関係を究明したり、論議を深めることができないことが往々ありました。また、提出された問題について熟知している各県の担当者はオブザーバー参加の形式が採られていたため、その有する情報や知見を積極的に提供してもらえない面があったようです。入会問題の法的特質ともからんで、入会林野の権利関係や管理経営問題の論議はできるだけ多方面からの実証的な究明がなされ、そのうえに立った鋭く有効な理論の提供が求められてきていたため、この会議に一種の物足りなさを感じる向きが次第に強まってきたように思います。

こんなことがあったせいか、私は、貴研究会が発足一中・四国、九州に居住する研究者、実務家が集まって、入会林野に関する理論的実証的な研究を共同して行う一のニュースを得たときは、思わず強い感動を覚えました。入会研究の新たな方法の採用と組織化の着想に脱帽させられる思いもしました。後日になって、この研究会発足の契機が、権利者集団役職員や基礎自治体たる市町村職員などの入会林野に関する強い知的興味とそれに根ざした研究会組織化の要請にあった、と聞き、ますます貴研究会の充実・発展を予想させられたものでした。

貴研究会活動の盛況化の進むなかで、中日本入会研究会に引き続き、東日本地域（関東、東北、北海道及び新潟）に居住する私たちも遅まきながら東日本入会林野研究会を昭和55年に発足させ、この春には会報も第5号を発刊するところまできました。会員も当初より80人程増え、東日本における入会林野問題を中心課題に据え、さまざまの立場にある会員の間で論議を重ね、相互に入会林野に関する見識を高め・広めてきましたが、なお今後も一層研究活動を活発にしていく必要性を痛感しているところです。

こうして今日では、西・中・東の3研究会の組織的な研究活動を通して、全国にわたり広汎な人々の間に入会林野問題への関心を惹き起こし、入会権の功

罪や林野利用のあり方を科学的に考えさせるようになっています。法学や林学等のごく一握りの研究者や行政機関の担当職員の間でしか論議されてこなかった時代にはまったく想像もつかなかったことです。こうした状況創出の最大の功労は貴研究会に帰せられるものと言うほかありません。近年入会林野整備施策見直しの必要ありとの声がありますが、だからといって入会林野研究の学術的社会的意義が薄れてきたとは考えられません。逆に狭小となった入会林野の経済的社会的機能や今後の活用のあり方等について、今まで以上に綿密かつ多面的な研究が求められており、入会林野研究会の活躍が一層期待されていると考えます。貴研究会の益々のご発展と会員諸氏のご健闘を祈って止みません。

(弘前大学教育学部)

森林・林業の課題と展望

林野庁企画課長 山本 徹

昭和41年に200万ヘクタールにものぼった入会林野は、入会近代化法のもとに、関係者の並々ならぬ努力と協力のもとに、今日、そのほぼ半分が所有関係が近代化され、森林として立派に保育管理され、あるいは農業、畜産業用に活用されるようになっている。しかも、高度成長とエネルギー革命を経る前の入会林野が、薪炭林や採草放牧などに広く利用されていたのに対し、近代化後はその大部分が人工林化され、森林として将来収入に期待するところが大きくなっているのが特徴的である。

ところが、第2次オイルショックを経て、林業が深刻な需要の低迷、価格の下落に見舞われ、これを打開しなくては、森林経営に希望がないのではないかとさえ云われるようになってきた。入会林野の今後のあり方を考えるに当たっても、この森林林業の将来展望が大きい係わりを持ってくる。

林業について、戦後の景気動向を眺めると2回にわたるオイルショック以前は、ほぼ一貫して、供給不足で価格も上昇傾向にあり、価格の高騰を抑制することが重要な政策課題であった。このため、昭和37年、木材の輸入はいち早く自由化されたし、高度成長期を通して、木材の代替製品が、鉄鋼、金属、石油化学などの分野で開発されていった。

オイルショックを経て、木材需要が低落した。昭和48年190万戸の住宅建築戸数は、昭和58年には114万戸と40%減少し、木材消費量も、1億2千万m³から9千万m³へ30%縮小した。これには、経済成長の鈍化と、代替製品の進出という要因があった。国産材についてみると、昭和40年の5千万m³の生産量が昭和58年には3千1百万m³と40%減少した。

このような木材不況をどう考えたらよいだろうか。中長期的には、地球の森林資源は急速に減少しつつある。毎年日本の森林の5分の4に当たる2千万haの森林が地球上から消滅し、西暦2千年には人類1人当たりの森林資源は現在の2分の1になると云われている。人類の4分の1を占める中国では、経済成長と国民生活の向上に伴って、建築用等の木材消費が急増して、世界の木材の大消費国となることも予想される。長期的に、国際的にみると、わが国の森林資源の維持培養は重要な課題であると思われる。

また最近、森林資源の公益的機能あるいは外部経済効果、すなわち、水源涵養、国土保全、自然保護などの役割も、広く国民一般に理解されるようになってきたのも心強い限りである。予算や税制、金融などの政策を進めるためには、国民の森林、林業に対する理解が不可欠であるからである。

それでは、これから林業振興の柱は何であろうか。まず第一には、需要拡大である。今後、わが国の森林資源が遂次伐期を迎えるが、これに対応した需要を確保し、拡大することは、大きな課題である。

木材は、他の建築資材と比べて断熱性、湿度の調整、親しみやすさ、温かさ、落着きなど、人間生活のうえで、生理的、心理的に好ましい特徴を有しており、国民の多くに支持されている素材である。

それにもかかわらず、我々の身の廻りから木材が少なくなつていったのは、

戦後30年間の木材不足の中で、代替製品の進出を許したからである。木材産業あげて、これから木材利用促進のための大キャンペーンを展開する必要がある。学校、集会施設、公営住宅、公園や駅などのベンチ、柵、タイルなどの諸施設に、出来るだけ木を使おうという運動が各地域で起き起っている。こういう運動を起爆剤に、木の良さや木の使い方を国民が改めて理解し、木の利用が増大することを期待したい。

第二には、流通加工部門の強化である。一とも関連するが、木材消費の低迷に正比例して、木材のユーザーに対する流通販売加工機能が低下し、良質で手に入りやすい水準の価格の木材、木材加工品が希望する時期に、希望する数量を調達出来ないという事がユーザー側から聞かれるようになった。

木材の需要拡大運動を実効あるものにするためには、流通加工体制の整備充実が緊急の課題である。

第三には、林道、作業道の整備等林業生産基盤の整備である。外材や木材代替製品に互して、国産材の地位を高めるためには、生産コストの引下げが重要である。このためにはこの流通加工の合理化と並んで、林道、作業道の設置や機械化の促進、施業体系の改良などを通じて、徹底したコストダウンを図らなければならない。

第四には、林業生産の担い手である山村住民の定住条件を整備し、安んじて林業生産活動に従事し得るようにすることである。

このためには、立ち遅れている山村の生活環境の改善、農業、地場産業などの振興による地元での就業社会の確保が重要である。

いずれも、大きくかつ困難な課題であるが、これらに勇敢に挑戦して、明るい林業、木材産業の展望を拓いてゆきたいものである。

(前林野庁森林組合課長)



入会事業六年有半をかえりみて

林野庁森林組合課課長補佐 山 田 保 夫

“

私は昭和五十一年八月に林野庁経理課（現管理課）から森林組合課入会林野整備班に配置換となった。

ちょうど四十一年から十年間の入会林野整備促進事業が終了し、新しい施策を打ちだそうとしている段階で、その年五月に発足した入会林野等高度利用促進検討会の審議が大詰めを迎え、その結論を取りまとめようとしていたさなかであり、民有林行政、なかんずく我が国の土地制度上独特な地位を占める入会林野に係わる仕事は、私にとって何もかも目新しいものばかりで、毎日が検討会の資料作成、取まとめに忙殺された。

この検討会は同年十月林野庁に報告書を提出したが、その報告の中で今後の施策における基本的方向が、次のとおり明らかにされた。「入会林野権利関係の近代化と近代化後の土地の高度利用という両施策を制度的な連携のもとに実施することが、今後の施策の推進上極めて効果的である。」

この基本的な考え方を盛り込んで五十二年度から六十一年度までの入会林野等高度利用促進対策事業が発足したのである。

第一期の事業の名称が入会林野整備促進事業に対し、第二期の名称は、高度利用促進対策事業ということで、整備後の土地の高度利用をいかに促進するかという点にウエイトをおいた施策がとられた。

すなわち、特別対策事業の導入であった。

この特対事業は、入会林野等整備を前提として、その後の土地を農林業一体となって講ずる事業を行うこととした点に特色があった。しかし、実際に事業の推進に当たっては、二つの隘路があった。一つは、都道府県の入会整備担当者が、作業道の開設や、経営近代化施設の設置など、いわゆるハードの事業を実施した経験が少ないと、二つには、事業地区の採択要件の一つである「事

業地区のすべてを森林として利用しようとする地区でないこと」という点であった。

経験のなさという点は、県の内部事情でかなりの差もあり、また林構担当者の応援も得て短期間に問題の解決は図られたものの、事業の実施に当たって、農林業一体でなければならないという点は、地区の撰定に当たって現地ではとまどいがあったようである。

しかし、このことは運用でしいたけなど特用林産物は、この事業に関しては、森林としてのみの利用の中には入らないとするなど、かなりの緩和条件を取り入れることによって、二年目から事業も順調に伸びた。予算事情も現在とはかなり違って余裕があり、スダレ事業のためピーク時には、八億数千万円の予算を確保することができた。

入会林野等高度利用促進対策事業は、このようなハードの事業のほかに、従来の県主導型から基本計画の作成など市町村主導型となったのが第二の特色で、市町村と入会関係者が一体となった事業の実施により、市町村の土地利用計画の中に入会林野の高度利用が組込まれることにより、より一層地域全体での高度利用が発揮されたことは、大きな前進であったと思う。

特別対策事業は、五十七年度から新たに林産集落振興対策事業として発展的に衣替えして今日に至っている。

林産集落振興対策事業も、基本的には入会林野等の整備が前提であるということから、残存する未整備九十万ヘクタールの入会林野等の整備が、権利関係の調整困難など益々難しくなっている点を考慮すれば、ハードの事業をドッキングさせても仲々進展しにくいという現状から、今後の整備促進の方策をもう一度洗い直すことが必要となろう。

特別対策事業がハードの事業として、入会林野の高度利用に大きく貢献したのに対し、中日本、東日本入会林野研究会の発足、季刊「入会林野」（公有林野全国協議会発行）、単行本「入会林野の高度利用」（林野弘済会発行）の発刊に直接関係したこととも忘れられない想い出である。

五十年十月に発足した西日本入会林野研究会の活動に刺激されて、五十四年

”

”

八月兵庫県一宮町での中日本入会林野研究会、五十五年九月秋田市での東日本入会林野研究会の発足に係わったこと、また、季刊「入会林野」と「入会林野の高度利用」の発行などは、私の担当班長としての大きな仕事であったと思うし、これらの成果が入会林野等の高度利用に大きな役割を果たしたものと確信している。

今日入会林野をめぐる情勢は誠にきびしいものがある。

一つは整備のテンポが鈍化したこと、その二は整備により設立された生産森林組合の経営が悪化していること。

さらに近代化法制定後二十年を迎えるとしているとき、依然として九十万ヘクタールの未整備入会林野が残存しているという現実から、今後の入会林野等の高度利用のあり方を根本的に見直すことが必要であろう。

特に六十一年度で終了する第二期の事業の後をどうするのか、長期的展望に立った施策の方向について早急に検討を開始することが、行政の側も、また入会権者をはじめ各関係者にとっても必要なことと思う。

今まで入会林野研究会の討議を通じて、行政の側に多くの示唆を与えていたいたが、今後もさらに貴重なご意見を沢山いただきたいと思う。

終りに西日本入会林野研究会十周年を心からおよろこび申し上げるとともに、関係の皆様方の益々のご発展、ご健勝を祈念するものである。

(前入会林野整備班担当)



2. 研究会10年の歩み

西日本入会林野研究大会第十回大会に当って

高知県木材振興課 西森正信

を交しました。早速町差し回しの「マイクロバス」で、窓越しに豊穣の黄金色に眼を奪われ乍ら、会場へご案内いただきました。研究会は市町村側の主催で、という先生のご意志が尊重されて、町側で何かとご配慮いただきました。私も問題提起を申しつかり、生産森林組合関係をとりあげてみたものの突っこみが足りなく反響は得られませんでした。中尾先生の発案によって研究会の規約の設定や役員の選任を得て、ここに全国に先駆けて西日本入会林野研究会が呱々の声をあげたのでございます。

第二回大会

土佐の足摺岬では是非に、という希望でお引受けしました。何せ遠隔の土佐の土地であり一挙に足摺岬まで来ていただくのは無理であるところから、「フェリー」利用の方も、汽車利用の方も一度中村の保養センターに一泊していただき、翌日貸切バスで一路土佐清水市の会場へ向いました。林野庁から森林組合課長穂積良行氏（現林野庁管理部長）がご出席のうえ「入会林野対策の方向について」特別講演をいただきました。地元高知大学の大平先生が「入会林野整備地区を含む山村の林地移動」について発表いただいた。故人となられた林野庁入会林野整備担当補佐の植田昌宏氏も「シンポジウム」で何かとご指導いただいた。定年退職後幾許もなくして他界されたことはまことに痛惜の念に堪えません。

第三回大会

宮崎県で開催され、林野庁から森林組合課長の山田喜一郎氏がご出席のうえ、「入会林野対策

今日この意義深い大会をお引受けいただき、ご多忙中の準備万端設営の労をおとりくださいました島根県担当の方々、私共大勢の参加者のために立派な会場を提供いただき心から歓迎くださった地元西郷町の方々にお礼申しあげます。

ここで、当研究会に貢献いただいた方々をご紹介いたします。代表委員の中尾先生には西日本入会研究会の発議をされ、昭和五十年の第一回大会から今日第十回大会に至る間献身的に、更には愛情をもってこの会を育んでこられ、この会の基盤を確かなものとされました。武井先生には、中尾先生とともに最初からこの会の設立にご尽力くださり、常に穎やかに懇切にご指導ご助言をいただいて参りました。中尾先生と共にこの会の車の両輪的存在であります。堺先生には、設立時から事務局にあって会務に携わってこられ、毎回の「テーマ」についてご心配いただき細やかな心づかいをもってこの会の発展に寄与されました。岡森先生には、堀先生と共に会務に携わってこられ、常に裏方に徹して会を盛りあげてこられました。西南大学の方々には会の記録から機関紙の編集に取り組んでこられました。西日本入会林野研究会の今日の盛会は、ご紹介申しあげた方々の献身的なご尽力の賜物であります。参加者の皆様方とともに、そのご苦労に深謝するものでございます。

第一回大会

国鉄豊後中村駅頭には、中尾先生はじめ九重町職員の方々が私共を歓迎くださいました。中尾先生とこの研究会の成功を期待して固い握手

の諸問題について」特別講演をいただき盛会であった。この方も若くして鬼籍に入られました。前途有為の方々を次々と失い痛恨の限りでございます。研究会が発足したのはほんのこの間のように思いますが、十年という時の流れに感無量のものがあります。

第四回大会

鳥根県三朝町で開催され、林野庁から森林組合課長の渡辺武氏がご出席になり、「入会林野等の高度利用について」特別講演をいただきました。この会の「シンポジューム」の司会を琉球大学の篠原先生と二人でやらせていただいたことを記憶しております。

第五回大会

山紫水明の地屋久町で開催され岡森先生の提案された「入会林野は近代化すべきか」について、「入会林野は整備することとみつけたり」と当時情熱を燃やしていた私は、真向から噛みついた心算でしたが、中尾先生の論理のまえにあえなく腰砕けになってしまいました。

第六回大会

今治市で開催され、林野庁から課長補佐の山田保夫氏がご出席のうえ、「入会林野整備の現状と課題」について特別講演をいただきました。共有山組合長砂田さん、県担当者の藤本さんに何かと大変お世わりました。

第七回大会

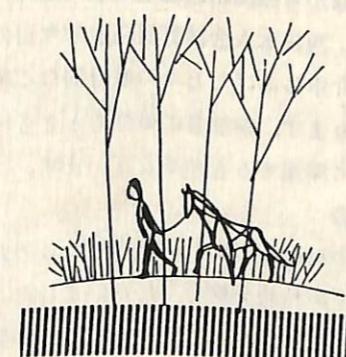
熊本県南小国町でお引受けいただき、町長さんははじめ町議長さんからご祝辞をいただき、産経課長の佐藤さんが卒先して大変お世わさまになりました。

第八回大回

広島県湯来町で開催され参加者は200人の多きに達しました。森林組合課長山本徹氏（現林野庁企画課長）がご出席のうえ、「当面する林政の課題」について特別講演をいただきました。この会で西南学院の江淵さんと「シンポジューム」の司会を申しつかりましたが、質問事例が多いため十分に意を尽くせなかつたことを心残りに思っております。

第九回大会

長崎県五島岐宿町で開催され、高知からは林業課の倉橋氏が「生産森林組合の適正規模」について提起し、熱い討議をいたしましたと聞いております。整備に「ガムシャラ」に取りくんでいた当時を回顧するにつけ、個人分割地が、或いは設立された生産森林組合が、合目的に高度に利用されることを希うところです。諺に「盲蛇に怖らず」当時を偲び忸怩たるものがあります。最後にこの研究会の益々の発展と中尾先生はじめ会員の皆様のご健闘を祈念いたします。



西日本入会林野研究会第10回大会を記念して

大分県九重町役場 森 有 為

西日本入会林野研究会が、昭和50年10月に大分県九重町において第1回大回を開催してから、本年度島根県西郷での第10回大会で創立10周年を迎えた事について、これまで誠心誠意努力されました関係者の皆様に敬意を表わすとともに、心よりお喜びを申し上げる次第であります。

また当初この研究会に關係のあった私にとっても大変喜こぼしい事でもあり、これまで過去四回の研究大会に参加し入会林野の研究の成果が、現在私にとって公私に亘り大変役立っていることも感謝しなければなりません。

九重町が入会林野の近代化整備にむけて取り込んだのが、昭和44年度からで当初から私もこの事業の担当職員として配属されました。また入会林野整備計画の対象地となったのが、第七回大会で島根大学の武井先生が報告されました「公有地の入会権」、明治22年の町村制が施行されて以後林野統一が推進された土地で、つまり九重町においては昭和30年の四ヶ町村が合併した時に、新財産区が設置されそれぞれの財産区に持寄った土地であります。こうした土地は、ほとんどが町内の外周を取巻くように点在しており、九重町の境界の調査測量を実施した事によって、はっきり確認されました。この事は、行政の振興計画等様々事業計画する上において大変活用される資料となりました。

九重町のこうした入会地は、昭和44年より昭和48年までの3年間調査測量を実施した結果、緑故部落民が利用及び収益されている面積が約5,223ヘクタールにおよびました。この土

地を昭和41年7月に施行された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」によって、九重町の入会林野整備要綱を定め、昭和46年度末より推進してまいりました。

さて、この要綱を制定するまでコンサルタントの西南学院大学中尾先生や、行政関係職員及び研究者、実務家の指導をうけながら、ようやく施行されるまでにいたりました。

この要綱を制定するなかで、特に問題になつたのが次のとおりです。

第一に、公有地の入会権であると云うことから、整備の手続きを旧慣使用林野整備か、入会林野整備か、種々検討した結果、最終的には入会林野整備の手続きで実施いたしました。

第二に、整備後における土地利用の形態及び農地法にかかる法人組織の問題。この事は原則として個人所有権は認めず、法人組織による協業経営とする。しかしながら、ほとんどの入会地は役牛に対する牧草利用がなされており、この牧草利用地は農地法によると農地として位置づけられるため、農業者以外の権利者には、農事組合法人を設立しても組合員としての資格が認められない。こうした事から生産森林組合として法人化し、混牧林として牧野利用を行う事となりました。

第三に、町条例による財産区有地の売却処分についての緑故部落に対する補償、いわゆる整備による譲渡代金をいくらにするかが問題となり、土地の価値や立木の評価等、大変困難なことから、一律10アール当たり1,700円で譲渡することとなりました。

こうした問題点が集積するなかで、ようやく昭和47年1月に、九重町入会林野整備要綱が制定され、事業の実施の運びとなりました。

この結果の整備状況は、今回の島根県西郷町での第10回大会で九重町役場酒井利幸氏が報告したとおりです。

いろいろと九重町の入会林野整備に対する回顧だけになっておりますが、こうした問題点が判明することによって、入会林野の研究者である先生方や実務家である行政職員等の協力によりまして、西日本入会林野研究会が発足し、昭和50年10月に大分県九重町において、第1回大会が開催されたわけあります。

創立当初から会員であった私にとって、第1回の記念する大会が九重町で開催され、問題提起者の一人として無我無中で生産森林組合と牧野利用について報告した事が、最近の出来事のように思えてなりません。更に多くの諸先生方や実務家、入会権利者の皆さんを知る機会を得たことも感謝しなければなりません。

今回の第10回大会に参加し、皆様方と交流を深めたいと喜んでおりましたが、参加出来なく大変残念でなりません。

しかしながら、会員数も年々増加し400名を数える組織となり、ますます発展する事は間違いないものと確信しております。

入会林野研究会と入会林野近代化事業

熊本県南小国町役場 佐藤英男

南小国町が入会林野近代化事業に着手したのは、昭和41年度、林業構造改善事業の中で取り入れたのでありますが、同年に全国農業構造改善協会に南小国町の農業構造改善の基本構想について意見を求めるのであります。この中で中尾教授がコンサルタントの一員として参画して載っていた訳であります。教授より南小国町の入会権の実態と今後の問題点の提言を受けたのであります。教授の報告及び提言を受けて、南小国町は入会林野整備要綱を制定して促進することにしました。要綱案を議会に提案したのが昭和42年でこの案について、町と権利者の分割率について当初権利者に無償移転する率を70%とし、83%とし、85%とし最終的に90%無償で所有権を移転することを決定しま

した。この決定となったのが昭和47年4月、施行が5月1日、約6年間経過しました。これで入会権利のある町有地はいかに所有権に基づく収益権が制限されるか窺えます。

南小国町で入会林野近代化事業を実施するすれば、町有地上に入会権のある土地で、地役権的性質を有する入会権であるため、先づ第一に各地方の慣習を的確に把握する事であり、現在までの取り扱い方である入会権利者の得失を確認して入会権と言う不安定な権利を消滅させ、これに伴い入会権以外の権利、所有権を移転し又は設定することであると関権利者に理解してもらう事にあると思います。第一回西日本入会林野研究会が開催されたのが昭和50年10月 大分県九重町で、参加者が52名であったと思

いますが、この大会に熊本県より中尾教授の声がかりとして町村より一人出席させて戴いたことは、大変感謝申し上げております。私はこの大会に参加して、大学の先生方や県の担当者等の説明や講義を受けて勉強させて戴くつもりでありましたが、中尾教授の第一声主宰者挨拶は、「互に自由に発言して、一切その責任は後日問われることは無い」との御話には、びっくりしました。この主旨でシンポジウムが行われましたが、私達行政事務者にとりましては、非常に楽な気持で勉強させて戴きました。第二回は欠席、第三回大会は宮崎県であり、この大会では教授より問題提起者になれとの声がかかり、大変困ったものであり、どうしようかと思案しましたが、とうとう問題を提起して、標的になり、皆様にいじめられました。しかし中尾教授が私以上に南小国町の入会権について把握されており、助けられた事を感謝しております。その後四、五、六回は欠席しましたが、第七回大会は熊本県と言う事になり、熊本であれば我が南小国町と御願いして開催場所を決定して戴き、この大会は、これまでの最高の参加者となり

170人の参加を戴いた事を開催県及び町として、感謝申し上げます。私はこの大会で二度目の問題提起者として、皆様に御迷惑をかけましたことを御礼申し上げます。

その後は第八回、第九回と出席し、昭和58年12月に、東京で全日本入会林野研究会、つまり三地区合同運営委員会に出席させて戴き、三地区それぞれ変わった運営がなされ、それぞれに研究して近代化事業が行われている事を勉強させて戴きました。その後第十回大会に出席させて戴きシンポジウムの司会をさせて戴きながら感じることは、回を重ねる毎に盛会となり、多くの人が参加してくれる様になって、今後は研究会のあり方を少し変更しなくてはならないのではないかと思います。適当な私案は持ちませんが、例えば、分科会方式にして、初心者を対象とした質問応答式と、本来の目的であった研究会としたらと思いますが、それにはそれなりの問題はあると思います。最後になりましたが本研究会の益々の発展を祈念します。

西日本入会林野研究会発足十周年によせて

長崎県農林部農政課 吉嶺芳徳

昭和五十年に発足した西日本入会林野研究会は、先の隠岐の大会で十回を迎え、大きなステップを越えました。これは中尾英俊代表委員をはじめ、運営委員、幹事、県、市町村等の絶大なご熱意、ご理解とご協力があったからであります。会員皆様とご一緒に喜び、感謝をささ

げたいものです。私は大分県九重町で開催された第一回の大会より会員として参加してまいりましたが、第一回は52名であった参加者が年々増え、200名を越えています。西日本だけでなく、中日本や東日本にも同種の研究会が誕生しています。

本研究会の発足は、大学の先生方のような研究者だけでなく、県や市町村の実務担当者、入会林野の代表者等多岐にわたる会員で構成され、入会林野に関する理論、実証的研究をすすめるためであります。学会や担当者会議は開催されてもこのようないくつかの研究会はありません。そのきっかけは、入会林野近代化法が昭和四十一年に公布施行され、十年目を迎えた年であり、さきに西南学院大学で農業法学会が開催され、高度経済成長に伴う、ひずみ是正としての入会権の問題が論議されたように思いますし、このような高度な学会まで行かなくとも学術研究者や実務担当者が研修会や会議でなく、日頃かかえている入会林野整備に関する権利関係・解釈・経営形態の問題等情報交換の場を作ってほしいという要望が中尾先生のところに寄せられていました。第一回大会は町長さんをはじめ、町、生産森林組合等の方々の絶大な協力と支援により開催されました。

「入会林野整備後の経営形態」というテーマで討論し、出席者全員が一言は意見を述べました。この日ばかりは県や市町村等の立場ではなく、純粹に入会権について意見交換をしようということでした。私も問題提起者の一人として、県北振興局において入会林野整備指導の結果の事例をまとめ発表しました。

このような大会での問題提起者として、発表するためには、それなりの成果が必要であり、自分なりの成果の取まとめ、反省が出来たことは意義深いものがありました。第三者よりご指導を載り、今後の仕事に対する自信となるのはなかろうかと思います。是非、会員の皆様も積極的に問題提起をしていただきますようお願い致します。

第七回大会では運営委員でしたが、九州大学の岡森先生とシンポジウムの司会をまか

されました。司会をやって感することは、問題提起者の報告は勿論ですが、質問者の内容を良く整理することが大変です。昼食の時間に質問の内容を取まとめ、系統立てて時間内に意見交換し、一応の論議を尽くす必要があります。問題提起を前日でも行い、質問をその日の夜にでも出し合うのであれば司会としてはやりやすいと思います。一応テーマを定めて問題提起をしていただいておりますが、必ずしもご報告はテーマに沿っているとは限りません。報告にこだわらず話題を広げて議論して居りますが、意見が活発で、時間がもう少しほしい状況です。会員数が多くなり、理解の程度にも差があるように感じます。参加者各人が発言の機会を持つためには、分科会を考える時期に来ているのではないかでしょうか。

今後検討議してほしい問題として、大会のたびに問題となっているようですが、整備後の経営のあり方、特に協業経営の場合の形態あります。受皿として生産森林組合が多く設立されて居りますが、現在の社会情勢からみて疑問を感じています。林業生産期間が四十年～五十年、いや六十年～八十年と長伐期も考えられているのに、賃金、給料の支給はだめで、無償出役をしないと協同組合法人としての税法上の優遇を受けられません。この辺のところをじっくりと専門家をまじえて検討し、良い法人組織を見出す必要を感じています。第九回大会は長崎県で開催しましたが、五島での開催希望があり、大会設営担当者としては、台風に伴う交通機関の欠航のことが心配でした。大会会場と宿泊地が近くに取れず、移動するため、時間と経費の二重負担増となりました。参加者数が多くなると、視察地の交通の便、道路事情やソフト事業の整備だけでは等設定に苦労いたしました。又懇親会場・宿泊施設・アトラクション・経費捻

出・宿泊者把握等夜遅くまで裏方は大変でした。天候に恵まれ、皆様方を無事送り出した時は、何はともあれ成功であったと安堵した次第であります。研究会の成果は会員数の増加でも解るように、大きなものがあると思います。今後

とも行政の絶大な援助をお願いするとともに、会員の応分の負担を行う必要があると思います。研究会の益々の御発展と会員皆様の御健勝を祈念いたしますものであります。

西日本入会林野研究会をふりかえって

琉球大学農学部 篠原武夫

—生産森林組合を中心として—
(以下略)

同年10月3日、午前中の開会式での中尾先生の経過報告の中で「この研究での発言は行政上的一切の責任は問わない」と話された言葉が非常に印象に残っている。同日、中食後の総会の中で、中尾先生の直筆の8条からなる「西日本入会林野研究会規約(案)」が審議され、若干の修正が加えられた後、決定された。

私は実のところこの研究会がいつまで存続するのであろうか、活発な会になるのであろうか、といった不安を持っていた。しかし、会を重ねるごとに同研究会は県・市・町をはじめとする林野庁の積極的なバックアップもあって今では同会の生みの親ともいえる中尾先生の手を離れて独り歩きをしており、西日本の入会林野の学術的研究はもとより同林野の整備、すなわち近代化面でも大きな実績をあげている。この研究会の発足がきっかけとなって、現在では中日本入会林野研究会、東日本入会林野研究会もでき、活発に活動している。

第4回の同研究会シンポジウムは昭和53年9月29日に鳥取県三朝町温泉会館で開かれ、

昭和50年9月
西日本入会林野研究会準備委員会

中尾 英俊(西南学院大学)
武井 正臣(島根大学)
森 有為(大分県九重町)
佐藤 友彦(大分県林務課)
大広 光義(福岡県林務部)

記

期 日 昭和50年10月3～4日
場 所 大分県玖珠郡九重町中央公民館
研究テーマ 入会林野整備後の経営形態

研究テーマは「地域農林業と入会林野」であった。このシンポジウムの司会は入会林野整備の功労者である高知県の西森正信さんと未熟な私であった。シンポジウムが終りに近づいて、ふと気づいたことは私一人で司会をしてしまい、大先生の西森さんには司会者として討論にかかわる言の発言もせずに終わったことである。

西森さんには下記の終了の挨拶しか発言の機会がなく、私にとりまして誠に後味の非常に悪い司会となり、西森先輩にはこの紙面をかりて心からおわびを申し上げたい。西森さんは昭和59年9月26日に島根県隠岐郡西郷町立町民会館で開催された第10回大会での功労者挨拶の中でもこの点にふれておられる。私は意図的にしたわけでもなく、会が終ってみると、私一人で司会をしていたということで、私の不慣れによって生じたことであり、御勘弁をお願い

したい。今後、司会をされる方々は私のような過失をしないようお願いしたい。

「司会（西森）：まだ、いろいろ問題があるけれども、時間が来たのでこれで終りたい。活発な討論が行なわれたことに感謝するとともに、今後はお互いにいっそう研究をすすめることにして、これで討論を終りにする。」

私もこの研究会を通して、日本の森林・林業問題、山村問題等を知ることができ、大変勉強になった。この研究会が今後、ますます発展することを期待し、近い将来沖縄県でもこの研究会が開かれることを望みたい。最後にこの研究会の運営にあたって中尾先生を積極的に支え、同会の存続・発展に大きな力となった九州大学林政学教室の堺正紘先生と岡森昭則先生には心から感謝申し上げたい。

入会林野研究会第八回大会を回顧して

広島県庄原農林事務所 川上 和之

西日本入会林野研究大会も早十回が終了しお喜び申し上げます。

広島県大会は、第八回目で、昭和五十七年十月五日～六日と、佐伯郡湯来町で開催いたしましたが、この大会を広島県で開くことを私が聞いたのは、昭和五十七年四月、人事異動で、本庁森林組合係長として赴任し、事務引継のときでした。

「これはえらいことになつたるな。」と思い、さてどうしたものかと思案しながら、二か月経過しました。

まず前回開催県熊本に担当者を派遣し、つぶさに開催状況をお聴きして準備にかかりました。

まず (一) 大会場所の選定

(二) 宿泊施設

(三) 現地視察場所とコースの選定

(四) 問題提起者とテーマの選定

八月下旬、大会事務局より大会開催通知到着、九月の初めとなり、中尾先生来県打合せ、何かと忙がしくなったようでした。

続いて、開催地の管轄広島農林事務所との打合せ、湯来町役場、宿泊所の湯来ロッジとの打

合せ。

九月末には、湯来ロッジ支配人と打合せ、日参のように湯来町へ出向き、室割、宿泊費等の交渉と大車輪でした。

宿泊所の湯来ロッジは、本館、別館とも貸切りにしており、人が集まるかどうかが一番の心配でした。あけてみると、220名という参加申込みを受け、ロッジのみでは収容不能となり、急遽民間旅館への分宿となり、宿泊費等の交渉にたづさわった、桧垣、新竹両君の役目は大変であったと思います。

この大会を感じましたことは、本大会は研究会が主催で、今までの開催県の主管部長は来賓挨拶という形で実施されておりましたが当県では、県が直接執行する立場での予算化をしており、研究会と共にという考え方で実施しました。補助方式なら来賓扱いでもよいと存じます。

大会も無事終了し、ほっとした感じでした。大会開催に当たりましては、地元湯来町のカラオケ町長として有名な新田町長さん、湯来町職員の皆さん、ロッジ支配人さんには物心両面で大変お世話をかけ、御協力いただきましたことに深く感謝しております。

第九回大会は、長崎県五島で開催されました。当県からも20数名が参加し、私も現在出先機関に勤務しておりますが、五島大会に参加させていただき、年々盛会となっておりますことを喜んでおります。

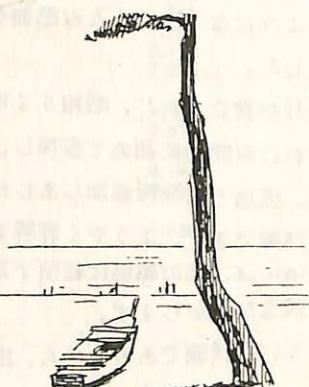
さて広島県の入会整備も近代化法制定以来172集団、13,517ヘクタールの整備を完了しましたが、尚着手整備中のものが2,576ヘクタール、未着手15,000ヘクタールと、相当数が残されておりますが、未整備地区は共有の性質を有するものが多く、登記上の所有者の確認書の問題と、入会権者の確認のむづかしいものが多く、整備もスムーズに進まないのが現状です。

この大会のシンポジウムで各県の様々な問題提起がありますが、全てケースバイケースで、即一つの事例が当てはまる事項はないとしても、色々討議の中から何らかの方向が見出されるものと考えられる。

又整備済のもので、生産森林組合を設立したものが当県では93組合で、入会整備の落し子的存在となっております。しかし造林を進める手段としては効果は大であったと思いますが、全て分呂造林とすべきものではなく、生産森林組合の運営、指導上のむづかしさを感じます。

又整備後、農林業以外の目的で転用するケースも現われ、これに歯止めができない問題もあり、今後この大会を通じ、これらの問題を含め、前向きに改善解決の方向が見出せれば幸甚と存じます。

この会の益々のご発展を希望します。



いまだ委任は終了せず

福岡市土地開発公社 川原祥治

人事異動により、林業関係の職場を転出して、早くも三年目を迎える。現在の職場は、公共用地を事前に取得することを主な任務とする「福岡市土地開発公社」で、教育施設（学校用地など）の買収を担当しています。

このような小生に寄稿依頼があったとは云え、非常におこがましい気がいたしますが、森林公社在職中の六年間に取り組みました入会林野整備のことを振り返ってみたいと思います。

森林公社という組織は、市段階では、全国的に珍らしいと思いますので、森林公社事業内容などを紹介しながら話をすすめます。

設立当初で、在職中の公社事業は、(1)、福岡市が行う分収造林事業の用地確保とその施業、(2)、一般民有林の造林、(3)、森林病害虫防除の三つで、それぞれ受託し、実施していました。

(1)の分収造林事業を系統的に実施し、用地を円滑に確保するためには、入会林野の活用、即ち、入会林野整備が必要であると位置づけ、公社が分収造林用地確保の一環として、その任務を担当することになったのです。

のことから西日本入会林野研究会にも参加するようになり、いろんな勉強をさせていただきました。

公社が設立された、昭和52年、宮崎県で開催された研究会に初めて参加し、以後屋久島、今治、広島と四回程参加しました。初めの頃はよく理解できず、ようやく理解できるようになった頃には、他の職場に転出するという状況はやゝ残念な気がします。

そういう状態でありながら、広島では、正に

恥かしながら、問題提起者として壇上に立つ羽目になりました。

さて、福岡市においては、都市化の影響のためなどから、入会林野整備に見るべき成果をあげおりませんが、林業振興や緑の保全には真剣に取り組んでいます。

造林事業を主体に設立された森林公社も、現在では「市民の森」、「園芸公園」の管理を併せて実施しており、110万市民に、緑と直接ふれあえる場所を提供すると共に、農林業振興や、緑の重要性の啓蒙に力をそいでいます。

少し横道にそれましたが、この研究会に一石を投じたのが、福岡市に端を発しました「委任の終了」の件ではないかと思います。

昭和54年に屋久島で開催された研究会に九大の岡森先生から問題提起されましたが、その時には今日程の反響はなかったように記憶しております。

昭和55年2月に、西南大学の中尾先生、九州大学の堺、岡森先生、行政側から県、市にお集り願い、「福岡市における入会林野整備方法の検討」と題しまして、さきの「委任の終了」の件を行政としてとりあげ、普及、啓蒙との是非を話し合いました。

その結果、代表者登記がある入会集団や、地域集団が保有する財産継承方法して有効であるが、入会林野整備として取り上げる事には疑問が示されました。

しかしながら福岡市では、当然入会林野整備ではないが、これら集団が良好な財産管理をしていることが一番大切であることから、共有財

産等の継承方法として指導を行ない、入会林野整備、法人化等に備える前段として取り組むことになりました。公社の所期目的である分収造林用地確保の一環としても有効であり、共有財産の管理、権利の継承問題に当を得たものであった為か、好評で、問い合わせなども多く、既に実行にうつされているようです。

その後、57年の広島で開催された研究会に、「福岡市の入会林野整備」と題して、問題提起をした中で、このことを再びとり上げましたと

ころ注目されたようです。

先に述べましたように、小生も林業関係の職場を去りましたので、詳しいことは解りませんが、この「委任の終了」のことが、注目を浴びているのです。大いに論議、研究して欲しいと願っています。

小生も、研究会に参加できる職場へ再び戻ることを夢みつつ、この研究会の益々の発展を希望して止みません。

生産森林組合の現況

年度 都道府県	組合数	組合員数 人	払込済出資金 千円	組合の經營する森林面積 ha	
				組合	組合員数 人
昭和56 57	2,718 (3,021) 2,837 (3,153)	265,024 278,789	24,110,865 26,957,346	311,182 322,855	
鳥取 島根 岡山 広島 山口	86 (86) 98 (98) 34 (34) 103 (103) 14 (17)	4,626 8,822 2,747 11,626 1,142	247,553 854,312 207,947 533,627 47,082	4,858 7,464 1,691 10,006 654	
徳島 香川 愛媛 高知 福岡	5 (5) 12 (12) 98 (113) 62 (168) 52 (52)	226 1,790 10,669 2,259 5,516	10,105 93,691 345,569 126,600 693,376	522 965 3,109 2,192 2,238	
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	127 (151) 101 (101) 12 (13) 120 (125) 41 (65)	8,202 8,488 878 11,951 3,628	824,398 265,248 67,227 536,250 323,400	4,926 9,571 399 8,164 9,247	
鹿児島 沖縄	50 (52) - (-)	7,354 -	416,662 -	4,484 -	

資料：林野庁森林組合調査。

注：1) 検査の数値は、調査提出組合であり、() 内値は設立組合数である。

2) 各年度表現在の数値である。

< 西日本入会林野 >

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
開催時期	昭和 50 年 10 月 3、4 日	昭和 51 年 11 月 10、11 日	昭和 52 年 11 月 29、30 日	昭和 53 年 9 月 29、30 日	昭和 54 年 10 月 4、5 日
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館	鹿児島県屋久町 屋久島温泉
参加者数	52 人	51 人	72 人	約 100 人	160 人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」	「入会林野と分収林」
特別講演	植田昌宏 穂積良行「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎「入会林野対策の諸問題」	渡辺武「入会林野の高度利用について」	清 渡 清人	
問題提起	笠原義人(九州大学) 武井正臣(島根大学) 長友 格(宮崎県) 吉嶽芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森 有為(大分県九重町) 馬場 透(鹿児島県)	南原博文(島根県) 長友 格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学)	藤 和則(佐賀県) 有本照次(鳥取県三朝町) 佐藤英男(熊本県南小国町) 堺 正経(九州大学)	重石 功(大分県日田市) 山口正郎(高知県鷲原町) 砂田清哉(今治市外2町村共有山組合) 岡森昭則(九州大学)	川東義明(鹿児島県) 真孫義之(対馬林業公社) 山里 駿(鳥取県) 斉藤政夫(島根大学)
シンポジウム司会	中尾英俊(西南大学) 堺 正経(九州大学)	武井正臣(島根大学) 岡森昭則(九州大学)	川田 黜(高知大学) 佐藤友彦(大分県)	西森正信(高知県) 藤原武夫(琉球大学)	中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県)
シンポジウムの内容	I 入会林野整備の行政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斎藤報告をめぐって	I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	
現地観察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合	屋久町船行入会整備組合

研究会の歩み >

第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 10 回
昭和 55 年 10 月 30、31 日	昭和 56 年 10 月 29、30 日	昭和 57 年 10 月 5、6 日	昭和 58 年 10 月 6、7 日	昭和 59 年 9 月 26、27 日
愛媛県今治市 湯ノ浦ハイツ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館	長崎町岐宿町 福江島開発総合センター	島根県西郷町 町立町民体育館
160 人	170 人	200 人	220 人	230 人
「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」	「入会林野の運営と生産森林組合」	「地域振興と入会林野」
山田保夫「入会林野整備の現状と課題」	稲部誠司	山本徹「当面する林政の課題」	沖沢幸二	井手道雄
山内舜郎(愛媛県上林生産森林組合) 杉山宏明(佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊(西南学院大学)	岡村芳美(山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男(熊本県南小国町) 武井正臣(島根大学)	川原祥治(福岡市森林公社) 赤迫唯夫(大分県臼杵市) 久保逸美(広島県乃美尾下粗生産森林組合) 矢野達雄(愛媛大学)	宗繁己(長崎県下五島生産森組) 土肥邦徳(熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫(島根県猪目生産森組) 山口節(宮崎県林産課) 酒井利幸(大分県九重町) 北川泉(島根大学)
武井正臣(島根大学) 松原功(山口県林業公社)	吉嶽芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学)	西森正信(高知県) 江淵武雄(西南大学)	山上三郎(佐賀県生森協) 堺 正経(九州大学)	佐藤英男(熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)
I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 赤迫報告について III 登記の手続 IV 久保報告について V 矢野報告について	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 生産森林組合と分収林 V その他の問題	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の選択 III 生産森組の経営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活用の可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営問題
今治市他共有山組合山林	南小国町扇及び白川牧野市木材工業団地	湯来町北谷生森及び甘日市木材工業団地	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林

3. 『入会』と私

入会調査と推理小説 — 体験的調査考 —

愛媛大学法文学部 矢野達雄

「入会の鬼」とよばれ、亡くなつた時には、「『入会に一生を捧げし人ここに眠る』という墓銘入りで墓を立ててあげよう」と話している（渡辺洋三「戦後民主主義運動と私法學」『法の科学』5号）といわれる中尾先生の入会調査の質および回数に比べると、ものの数には入らないくらいささやかだけれど、入会の実態調査に参加した経験がわたしにもある。そのさい足を棒にして関係者を訪ね歩くときに、入会調査というのは、推理小説の中の犯人捜査と何と似通っていることよ、と思うことがたびたびある。

捜査の目的は、いわゆる本ボシの発見と彼が犯人であることの証明である。入会調査の目的は、林野利用の慣行など実態の究明と、そこに至る歴史過程の解明である。上記の目的のため主としてとられる方法は、捜査の場合は「聞きこみ」と物的証拠の搜索であるし、調査については「聞きとり」と文書記録（入会規約・地上権設定等契約書・登記書類・訴訟関係文書等）の探索である。このうちとくに「聞きこみ」の苦心と「聞きとり」の苦労には、共通点があるような気がする。

わたしの経験した調査では、林野の調査を行うにあたって、県の林政課を通じて当該町村の担当者を紹介してもらい、さらにその人から林野の事情に通じている地元の人を紹介してもらう、というのが定石である。これは、平松紘さん（青山学院大）にいわせると、「大名旅行的

方法」なのだろう。他に、その町村へ乗りこんで独力で心当たりを探るという方法も考えられるが、わたしには不安が先行する。どちらの方法が真に有効かは、意見の分れるところであろう。いずれの場合も、一人の「聞きとり」で委細を尽すことはまずなく、「その点についてはあの人には聞けばわかるのではないか」という人をつぎつぎと紹介してもらうことになるが、その人からさしたる情報を全く得られないということもめずらしくない。また、聞く人ごとに話が違っていて当惑する経験も多い。一体、推理小説であれば、関係者の話というのはすべてが細い計算の上に組み立てられており、わずかな違いや矛盾が真実発見の手がかりとなるよう配慮されているのだが、「聞きとり」における話はおよそそんなものではなく、玉石混淆が通例だから、この点では小説ならぬ現実の捜査と似ているといった方が良いのだろう。

このようにいくつかの証言が錯綜する場合、一体どれが本当であるかを、研究者はどのようにして判定するのだろうか。最後は物的証拠（文書記録）が物を言うのだが、これが容易に得られない場合も多い。しかし、このような場合にも中尾先生のような熟練した研究者の経験と勘は、真実を的確に発見するものなのである。勘といつても、決して非科学的・非合理的なものとばかりはいえない。林業法や林野行政の歴史と現状に関する知識の蓄積、過去の調査で経験した類似の事例などが、勘なるものを背後から

支えているのであろう。しかし、わたしのように未熟な場合には、過去の経験などがかえって先入観を構成し、事態を誤ってとらえさせる危険もないとはいはず、この点は心する必要がある。また、質問をする場合も往々にして誘導尋問的になり、こちらの望むような答を引き出そうとしていることがあり、これは入会の調査であれ犯罪の捜査であれ、同じように禁物だろう。

推理小説が、単なる謎ときから事件の社会的背景を重視した社会派推理小説へと変遷するにともなって、作中活躍する探偵像も、ホームズのようなアームチェア・デテクティブから下っぽ刑事や新聞記者のような存在感のある探偵

へと姿を変えたといわれる。彼らは、靴の底をちびらせながら、足で稼いで犯人をあげようと、ただ黙々と歩く。考えてみれば、法社会学にあっても、E・エールリッヒやM・ウェーバーのような抽象的論理的傾向の強いものから出発しながら、第二次大戦後フィールド・ワークを重視するようになったという学問の歴史をもっている。法社会学が、まず何よりも事実に基づけられた法律学を目指そうとするものである以上、今後も実態調査の意義が失われることはないといえる。調査の方法論やデータの処理法が精密化されねばならないのはもちろんだが、「足で稼ぐ」調査は、西日本入会林野研究会の存在するかぎり、ついてまわるであろう。

私と入会林野との出会い

山口県椎茸農業協同組合連合会 松原功

入会林野は、学生時代に林政学の講義で聞いたと思うのだが、怠惰な学生であった私には殆んど記憶がない。法学部の友人が入会は面白いが、はまり込むと抜けられないと言う話だけは妙に覚えている。

昭和29年に公有林野調査会の遠藤治一郎博士が山口県に来られ、農林省山林局で主務者として実施された部落有林野の統一事業が、戦後に町村合併によりどう変っていったかを調査され、私は遠藤博士のお伴をして始めて入会権というものを教えられた。博士は公権論の立場をとられており、私権論を強く否定され、特に東大の末弘先生のことについて語られたのが印象的であった。

私はその後、経済の高度成長のため、急激な農家の兼業化の進行、出稼、挙行離村と戦後の農村の村づくりの成果がくづれようとしているのを調査し、行政面の対策を企画することにつづきわった。この中で部落有林が大きくその利用の進んでいる部落があること、そしてこのような部落は村づくり意欲も強いことが分った。そして部落有林の利用のため所有名義を現在の所有者にするために、かなりの日時と費用をかけている部落もあることを知った。

昭和39年林野庁が「入会林野整備促進事業」を実施し、山口県ではこの事業として豊浦郡豊田町と大津郡油谷町を選んだ。私は今までの仕事の関連としてこの事業を担当すること

になり、これが入会林野との本格的な出会いとなつた。

私は、この調査により、山口県が国有林が少なく公有林が多く、また大山林所有者がいないという林業所有構造の特異性は、明治初年の藩有林の処分、山林地租改正における入会林野の取扱いがその原因であったことを知り、全く驚いた。

山口県では、明治6年から9年間に藩有林を士族授産及び縁故一関係部落に払下げた。ただ藩政時代に毛利の三大美林とされた、滑、笠戸、城山のみが払下げられず国有林となった。この縁故払下げの山林は、部落の人達の共有名義として、各人を一株の持主とする株山という形をとり、株の移転は部落内に止める入会慣行は今に続いている。士族授産のための藩有林の払下げは他県にも例が多いが、全藩有林を民間払下げは、徳島藩が明治2年から5年にかけて行ったのみで、すでに地租改正の始まっている中の払下げは、山口県だけで全く不可解である。

山林地租改正において、官民有区分未定地とされた部落入会地の取扱いは、西南戦役以前の調査の県と、その後の調査の県では大差があり、山口県では後者である。県では部落入会林野は村民が慣行で使用しているだけで、所有の証がないとして、明治15年に全部官有に編入した。このように本来なら国有林であるものが部落有林となり、部落有林であるべきものが国有林となるという妙な所有形態となった。

このような国有林の編入についての取扱いの不公平の是正の運動が各地に起り、明治32年に国有林野下戻法が発布されたが、これにより山口県は明治35年に申請面積の99.3%約73千町歩（実測約11万4千町歩）が下戻された。全国の下戻林野が申請の22.2%であることから、

如何に山口県が優遇されたかとも、また余りにも国有林の編入が無理であったか、とも考えさせられる。

国は、下戻しに当りこの林野を町村の基本財産とする指導を行い、各町村議会にその旨の議決を行わせ、町村へ下戻したが、下戻後は町村で再び議会で議決して部落へ実質的に払下げ、或いは貸付けようとした。しかし、入会関係を整理し、部落有林野を市町村に統一しようとする国の施策と相反する町村の措置は、県により却下されたが、従前同様の部落の使用収益が行われた。大正7年から大正11年までかけて漸く整理区分がなされ、その後も整理区分が続けられて来た。この中で入会林野の整理が大正13年度まで、1万7百町歩が整理されたとされているが、2ヶ町村、3ヶ町村の共有名義の入会林野を分割して、それぞれの町村の名義とただけで、各町村の入会慣行の範囲がその名義ある林野にだけになっただけのものも多かった。

このように整理区分とは、従来の部落有観念を排除して、営林地区、柴草採取地区、貸付地区、及び不要存置地区に区画したもので当時の記録では、実質は全く部落有林野の整理統一と異なる事なく、頗る困難であったとあるが、なお部落との関係が非常に強く、昭和27年以降市町村合併に際し、町村有林を農協に譲渡し、或いは財團法人を設立したものもある。このため、これがその後農協合併の阻害要因ともなり、或いは新市町村で、合併前の市町村の所有山林を部落の取扱いの違いのためトラブルの起きた例がある。

私は、1960年センサスで市町村名義の慣行共有509体、3,497haと余りにも少ないので、39年12月各市町村から報告を求めたところ、慣行共有林とみなされるものが、11,100haで、直営林、県行造林、官行造林の中にも伐採時に

部落に付金を出すものや、固定資産税よりも安い貸付料の貸付地等があった。この調査からすでに20年を経た現在これ等の林野が部落に払下げられたか、或いは新規に部落の権利がなく

なっているか不明であるが、私は、センサスの調査が実質的な入会慣行をとらえられないと思われ、市町村有林の中の部落の正当な権利がなくなならないことを望んでいる。

入会林野整備事業の取り組みを顧り見て

大分県日田市役所 重石 巧

私は、昭和53年、鳥取県三朝町において開かれました西日本入会林野研究会で問題提起を行ったところあります。

当時は、ただ無我夢中で相対的に考え方を持つことができず、ひたすらに私どもの入会林野整備を行なっている姿を、発表いたしました次第で、今日では大変良い思い出となり、その後の仕事の励ましとなつたところです。

幸いにして、地域の方々から、あのとき思い切って踏みだしたから良かったと好評で、たまたま土地利用形態が薪炭採取地、採草地から永年作物である林木育成への、しかも間伐適合期を迎えた時期で、権利関係が判然として、地区民が落ち着いて経営に取り組めるようになり、結果はよかったです。

私は、3年前から地籍調査事業の仕事に携わり、年々権利に対する関心が深まり、境界標識の保存、未登記地の処理など、きびしく行うよう努めていますが、幸い入会林野整備を行なった地域は、その成果を活かせますし、地域の方々の積極的なご協力をいただけるし、ありがとうございます。

入会林野近代化法の成立には、当時勇敢とも言える政策の実現で、前代的な権利関係が急速

に改善されたことは大きな転換をもたらしたと言えるし、今日権利登記等で問題化している頼母子講など相当期間を経過した抵当権登記時効法制化の声に匹敵する程の法制上の懸案ではなかったかと思えるし、相当の決断であったと思います。

顧り見ますと、昭和42年からこの入会林野整備をはかった結果、生産森林組合が26組合誕生し、個別経営体559となり、林木育成に供するほか、椎茸原木林、椎茸樹場などの活用のほか、一部の地域にあっては牧草地、畜産団地として貸付利用をはかり、毎年定額収入により、組合運営の補完的役割を果たし、地区民コミュニケーションの場としても期待されているところです。

なぜ、入会林野整備を行うか、部落の話合いによって問題となります。

例え、人為的に土地利用をはからうにも、自然是、人力でなし得る利用拡大に、限度があります。ましてや長期間に亘る林木育成にあたっては、適地適木を誤ると途中で改植したり、成育不良となる事例は多いもの、その地域の自然条件、つまり気象・土壤、日照などの因子をよく考察し、自然の環境をうまく活かし、順応

しながらこれを高度利用して行くのが、農林業経営だと思います。

例えば、山辺の開こん地の里芋は、ねばり気があり、うまいし、霧・霜など冬期気流変化の激しい附近は、果物が甘味を増したり、海拔高い地域では、アカマツ林が旺盛に成育しているなど、その土地にあった自然条件を活かして土地利用がはかられることがよいと思います。

部落によっては6年間にわたり、個人分割の協議をすすめるなかで、作業道を開設し適地適木の診断をすすめた事例もあります。

また、水源涵養林の造成により部落の生活用水・田畠の灌がい用水が確保され、他目的利用拡大を未然に防止した事例もあります。為政者の指導で地域の方向づけがなされ、その効果が問われる状況で、その任務にあたる一人として地域の特性にあった産業の方向づけを見定めなければならないと、痛切に感じているところです。

ある地域においては、入会林野整備が部落民を権利関係に目ざめさせた好例として、次のような事例があります。

昭和初期、部落有財産の保存登記として、96名での記名共有登記をなし、昭和30年頃、部

落民の一人が記名共有の持分を担保として、少額の資金借入をなし、そのまま、この整備事業が行われるまで放置され、債務は雪だるま状に膨張し、部落有林全体をおびやかす程になっていました。

この入会林野整備に際して部落民に発覚、整備委員日夜折衝して、その債務解消がはかられ、この苦難、さらに整備事業の効果をあげるために、生産森林組合を設立し、組合員一致奮起して、作業道（幅員3.0m、延長2,900m）の開設、育林、造林作業の協業推進が、はかられています。

数多くの記名共有による登記は、特に戦後均分相続制になった今日、さらにその持分が天文学的数字となり、この整備によってさらに進むであろう細分化を防止できた事例は、幾多に及ぶところです。

こう言った事例を、重ねながら今日、50件、1,800ヘクタールの整備が終了している状況で、これに資本設備の充実、生産技術の向上、流通の改善へと、多くの課題を展開しながら、地域の第一次産業の生産性向上の一環として、多少なりと寄与できればと念じつつおる次第です。

ミリでやや多めである。

2. 入会林野の概況

旧藩主より受領当時は4名の持山であったが、管理上の問題から部落住民全員の所有権にし、代表何某以下85名に対し地上権の設定をしている。

入会地の地目は山林・原野であり、原野のはとんどが前記西海国立公園の指定地であり開発は困難である。しかし屋根ぶき茅の採取、牛の放牧、薪炭の生産などには利用していた。

3. 入会林野の整備の方向

時代の推移とともに薪炭類の需要の減少などにより、雑木林の整備を行い杉・桧・クヌギなどへの転換により、生産性の向上をはからうと、86名の生産森林組合を設立しようとの機運が高まってきたが、他所へ転居したり、相続登記が困難な者も居てなかなか大変であった。86名のうち約8割は現時点での現物出資の形はとれるが、残りの2割の者に対して、現住者に所有権移転の登記完了を行うか、現住者に対し個人売買による所有権の譲渡を完了するか、評価額にプラスアルファの価格にて引いて貰うか、の3つの方法をとった。祖父・曾祖父の代から名義変更をしていなかった者が11名おり、その世話に時間がかかり苦労をした。多いもので

は孫・曾孫合わせて19名という家もあった。

4. 生産森林組合設立の意義

山林・原野の管理状況についてであるが、現在迄は旧来の慣行により入会権方式をとって来た。それは地区に居住している部落の戸主が原則であり、下刈り、野焼きなどの作業は無償出役により管理して來た。但し不出役者に対しては過怠金制度をもうけているが、他所へ転居している者に対してはとっていない。従って少額の経費処分は居住権利者の総意で、話し合いを行ってきたが、土地の売買、生産物の販売の利益配分には他出者に対しても権利があるし、所有権移転登記にいたっては困難を極めていた。

現在までの管理、作業等の責任者は、部落の長が兼務をしてきたが、2年毎の交代であるので、管理作業も生産重視の徹底はなされていなかった。

先にも述べたように原野のはとんどが、西海国立公園の中にあり、観光地でもあるので、平戸市に対しての賃貸関係もあり、任意の組織では今後色々と問題が生じてくる。このようなことから現住組合員総意により、生産森林組合を設立し、今後は遊休地の活用も含め、森林保育をはかり、生産性の向上に努め、緑資源の確保と共に地域の発展の為努力したいと考えている。

生産森林組合設立にあたって

長崎県平戸市川内生産森林組合 峰野正剛

1. 地域の概要

平戸市川内地区入会集団は西海国立公園川内峠地域一帯にあり、古くは旧松浦藩の地領であったと思われるが、明治の廃藩置県により、当時山番、馬番などをしていた者に払い下げられ

たものである。地区のはとんどが原野であるが裾野一帯は雑木林地帯であり、地質は玄武岩の重粘土質であり、天然性の黒松の生育がよい。また杉・桧の林種転換も可能であり、気温は平均14・15°Cで、年間降雨量は1,400・1,500

林構事業と入会林野

佐賀県鹿島農林事務所 益田一馬

私が入会林野の整備事業の仕事に関係するようになったのは、たしか昭和40年頃からのようと思う。もう20年も前のことである。

当時、林務課で林業構造改善事業の計画樹立や実行指導関係の業務を担当していたが、林構事業のメニューに入会林野の近代化という項目

が入っていたのである。

私が「入会林野」という聞きなれない言葉と難解な意味に接したのは、その1年ほど前の昭和39年に1冊の本と遭遇した時である。その本は東京都立大学教授戒能通孝先生の書かれた「小繫事件」という岩波新書で、先生はその後この事件の弁護に専念するため、都立大学教授を辞されたことでも、世間の注目を浴びた人であった。

「小繫事件」とは、岩手県の草深い山村に起きた、先祖代々共有林を利用してきた農民と、その山林を買受けた所有者との間で、大正6年から形を変えつつ繰り返えされている一連の訴訟事件と血みどろの争いである。入会林野を巡る訴訟や争いは、何も岩手県だけではなく全国的にも多く、本県でも大小の差はあれ見聞されていたところである。

村山共有林（入会林野）のもつ権利関係の複雑さと、さまざまな利用管理の形態が、農林業上の高度利用を妨げていたことから、全国に二百万とも二百五十万ヘクタールともいわれるこれら入会林野の権利関係の近代化を進めるべく、昭和41年に「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」いわゆる「近代化法」が制定され、整備促進が図られることになったのである。

本県では、「近代化法」公布以前から、林構実施の伊万里市や富士町ではこの整備に取り組まれたのであるが、前述したように何百年も前

から特別（明治以前はこのような慣習が一般的であったろうが）な慣習をもつ入会林野の初めての整備であることから、どういう手順で進めよいか分らぬ、というのが本音であった。

本事業を担当された市、町の職員の方々や入会集団の役員の皆さんのご苦労は、さぞ大変なことであったと容易に推察される。このようなご努力によって、伊万里市、富士町において林構事業で整備された入会林野は、昭和41年度から43年度までの3年間だけでも、15集団、九百ヘクタールにも及んだのである。

昭和42年度からは、国庫補助事業によって一般の入会林野の整備が行われることになり、全国でも有数の整備先進県となるのであるが、この陰に佐賀大学教授（当時）中尾英俊先生のご功績を忘れる事はできない。先生のことは別の方が述べられると思うので、私は詳しくは触れないが、先生はこの道のご専門で、法律案文から整備計画書づくりの実務面まで深くかかわりをもたれ、「近代化法」の産みの親ともいいうべき人である。

博学とご熱心な研究心、気さくな性格と行動力で、気軽にどこにでも出掛けられ、明快・適切に助言を与えてくださり、どれだけ私たちは大助かりしたか分らない。

多くの方々のご努力とご協力によって、困難な入会林野の整備が進み、地域農林業の上へ大きく貢献していることに、今あらためて感謝申し上げるところである。



全員が発言できるシンポジウムを

九州大学農学部 岡 森 昭 則

当研究会の大会が10回を数えた。正直なところ、よく続いたものだと感心している。発会当初、さて何回まで続くか、せいぜい4～5回も続けばよい方ではないか、などと話していたものである。

ところが、続いたのである。それも回を重ねるごとに参加人員が増加し、当初の50人規模から200人を超える規模の大会になったのである。これほどの規模の大会になることは、誰もが予想していなかったのではないか。ともあれ、年1回ではあるが、多くの会員が集まり、入会問題について議論し、勉強しあうことができるということは、誠に結構なことであり、今後も研究会が発展していくことを望むものである。

しかし、大会参加人数が多くなるにつれて問題が生じてきていることも事実である。というのは、参加人数が多くなりすぎて十分な議論ができなくなってきたことである。第2回大会までは50人程度の参加者であったので、参加者全員が少なくとも1回は発言して帰ろうという大会であった。しかし、その後次第に参加者が多くなり、100人、200人という規模に達すると、全員が発言できるという状況ではなくなってしまった。発言する人よりも、ただ聞くのみで帰ってしまう人の方が圧倒的に多くなったのである。聞くだけでも勉強になるかも知れないが、折角参加したのであるから、一言でも発言して帰りたいものである。シンポジウムの方法を考える段階に来ているのではなかろうか。

もう一つの問題点は、参加者数は増えたが、そのメンバーが毎年大幅に変動することである。

担当者の移動や出張の順番等で参加者が代わるのはやむをえない面もあるが、あまり大幅に代わると、シンポジウムの成果を毎年蓄積していくことがかなり困難になるという問題を生じさせる。すなち同じような議論を毎年のように繰り返さざるをえないという事態が生じるのである。できるだけ多くの人が参加すべきだと思う反面、シンポジウムの成果を蓄積していくためにはできるだけ同じ人に回を重ねてほしいと思う。このギャップをどう克服するか。これは当研究会を発展させるうえで、大きな課題のように思う。

そこで、より多くの人が参加でき、参加者の大多数が発言でき、さらに成果を蓄積していくようなシンポジウムにしていくためには、どうすればよいであろうか。とびきり上等の妙案は持ち合せていないが、現状では分科会方式を取り入れざるをえないのではないかと思う。法律の専門家が少ないので、沢山の分科会に分けることは困難かも知れないが、2～3ぐらいの分科会に分けて議論することが必要ではなかろうか。そのためには、県や市町村のベテランの担当者には是非とも参加してもらわねばならないし、そのような方には、担当を離れてても大会には参加していただく必要があろう。担当が代わると参加しにくい事情もあるかと思うが、是非とも協力していただきたいと思う次第である。

分科会方式を採用できるか否かは検討すべき項目の一つとして考えていただくとしても、10回大会を終えた現在、シンポジウムのあり方を検討してみることが必要な段階に来ているのではないだろうか。

一つのセイシン主義的セイシン論

九州大学農学部 堀 正 紘

西日本入会林野研究会も昨年の陶磁島の大会で10回を数えた。例年、研究テーマを決め、数名の方の報告（問題提起）をもとに討論するという形で、シンポジウムが行われてきた。

これらのシンポジウムでは、入会権や入会整備をめぐる問題が数多く議論されたことはいうまでもないが、それらとともに最も多く関心を集め、多くの方々が問題にしたのは生森をめぐる問題であった。

生森そのものが研究テーマになったのは、第1回（「入会林野整備後の経営形態」）、第6回（「入会林野と生産森林組合」）および第9回（「入会林野の運営と生産森林組合」）の3回だけであるが、その他の大会でも何らかの形で生森をめぐる議論が行われている。シンポジウムで生森が全く取上げられなかったのはわずかに第4回大会だけである。

生森をめぐる議論の内容は多岐にわたるが、中でも最も多く取り上げられたのは、①居住条件、従事義務などの組合員資格、②脱退時の持分返し、③会計、税金などの事務処理、④公社、公団造林など分収造林への土地提供の限度、等の問題である。初期には生森に対する指導のあり方にかかわって、事務処理の担い手の育成や認可基準（規模）などの問題が議論されたこともあるが、中心は上のような生森の制度的制約ないし手続をめぐる問題であった。

ところで、これらの議論の底に流れるものは何であろうか。それは「生森とは厄介なもの」という認識であり、「面倒なものを背込んだ」という思いであろう。つまり、入会林野時代に

は必要でなかったのに、生森にしたばかりに余計な書類や手續が必要になり、税金も掛かるようになつた、という見方が底流に広く存在しているのである。生森は、入会林野の実質を保持するための器=手段として位置づけられ、そのような機能を果たすことが期待されているのである。

このような状況は、入会林野整備事業というものが、ともすれば単なる所有名義の書き替えに終りがちであり、入会林野研究会がそのような形での入会「整備」の研究会となりかねない、という現実を忠実に反映しているのであろう。

しかし、入会林野近代化の是非はともかくとして、生森を論ずる視点がこのようなものに限られるというはどうであろうか。私自身の反省を含めて言えば、我々は生森の実態を知らなすぎる。もっと多面的に生森の実態を議論すべきだと思う。そしてその1つが生森の経営問題であろう。

生森の経営については悲観的な見方が多い。現実はそのとおりであろう。生森らしい生森などというものは暁天の星に等しいし、経営森林の現状をみてもほとんどの生森が当分収入をあげられそうにもないからである。生森の人工林の中には、植えておきさえすれば売れるという考え方から脱けきれないため十分に保育もされず、林齢だけを重ねているものも少なくないという面もある。

しかし、そうだからといって「生森はどうも……」と決めつけるのは早計であろう。

現在のような木材不況下の買手市場のもとで

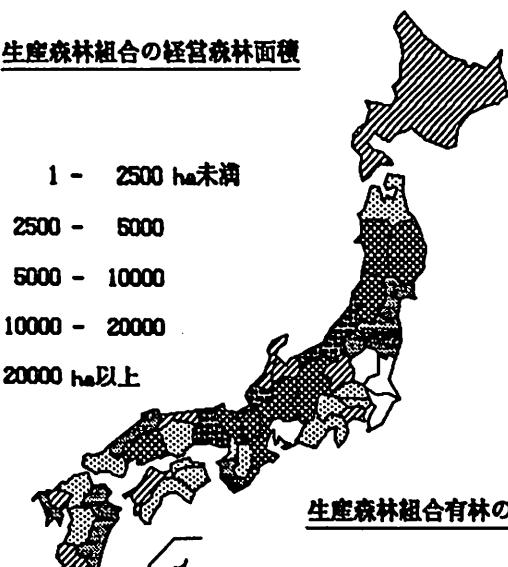
は、十分に保育管理され、林道、作業路の整備された森林と、そうでない森林とでは販売面で大きな差異が生ずる。生森においても、保育管理や路網整備あるいは木材流通体制の整備の必要性が認識されるようになれば、単純な全員出役による下刈作業からの脱却が試みられるようになるであろうし、優れた生産技術の採用が検討され、それを実行するための就労形態や経営管理組織の工夫、改善が行われることであろう。

生森においても要間伐林齢の人工林が急速に増加しており、しかもそれらが比較的まとまった面積の団地を形成していることを考えると、生森の出番は案外早いのではなかろうか。生森の現状にいたずらに焦ったり、落胆したりしないで、実態に即した指導助言を行うことが必要であるといえよう。西日本入会林野研究会でも、このような立場からの生森論がそろそろ花開いても良いのではないだろうか。

生産森林組合の経営森林面積

面積

- 1 - 2500 ha未満
- 2500 - 5000
- 5000 - 10000
- 10000 - 20000
- 20000 ha以上

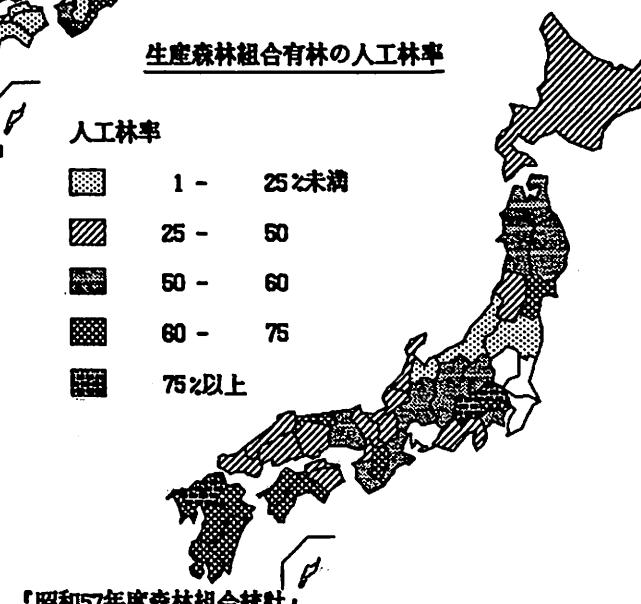


生産森林組合有林の人工林率

人工林率

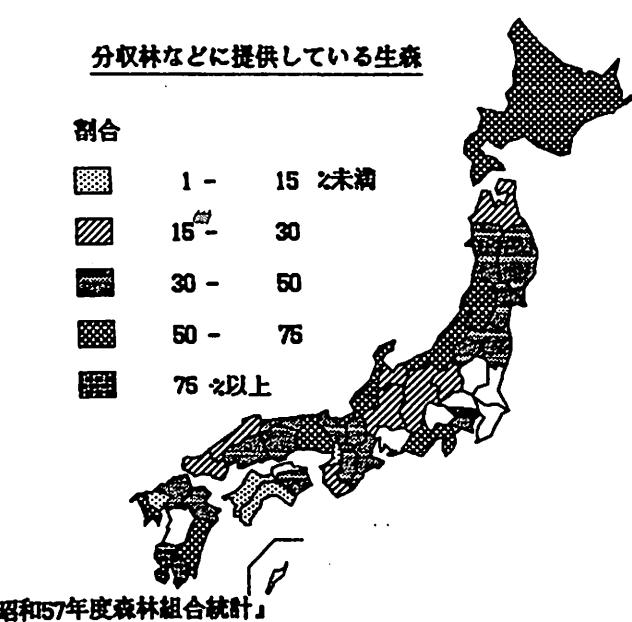
- 1 - 25%未満
- 25 - 50
- 50 - 60
- 60 - 75
- 75%以上

「昭和57年度森林組合統計」



「昭和57年度森林組合統計」

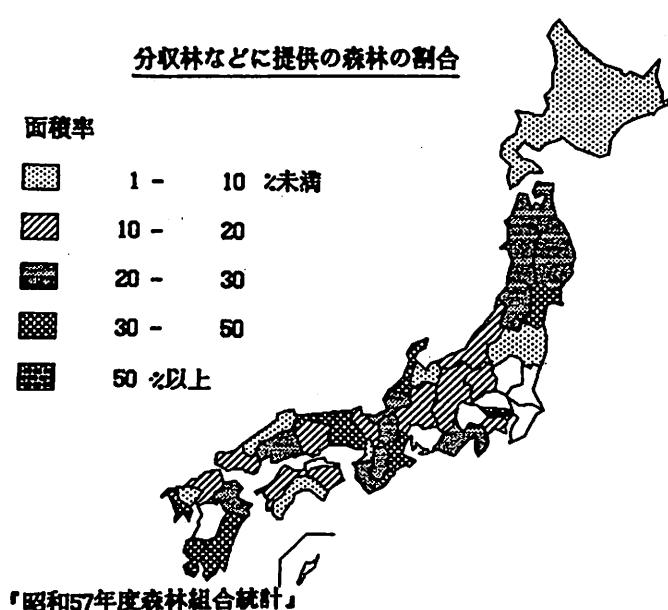
分取林などに提供している生産



第二部 地域振興と入会林野

(第10回シンポジウム)

分取林などに提供の森林の割合



1. 問題提起

生産森林組合の経営について

島根県猪目生産森林組合 山本忠夫

私が生まれました平田市猪目町は、出雲大社から北東の方向へ車で約10分行くと、大変景色の美しい海岸に出ます。この猪目海岸が私どもの故郷です。

まず、組合の沿革から申し上げます。今、私どもが経営している山は、もともと、部落共有林として管理していました。戦後しばらくは、幸いにも、伐期に達した山が多くあったので、あちこちの山を売りながら、その収入を、部落の運営に充てていました。しかし、山の手入れは行き届いていませんでした。そこで、昭和36～7年頃、私が音頭をとり「グループを作つて、山を考えようではないか。」ということで、当地、西郷町や布施村、翌年には、大分県の日田を視察し、手入れの行き届いた森林を見て、非常に感激しました。こうしたことを見かけとして、「金はかかるてもよいから、先祖がつくってくれた財産を、次の世代に、そのままに譲ろうではないか。」という決議を行い、山の手入れに取組みました。しかし、入会林ということで、いろいろな制約があり、なかなか思うようには行ませんでした。そこで、昭和46年に、入会林野整備組合を設立し、整備に着手し、昭和47年に、生産森林組合を設立しました。

表1. 組織

設立	昭和47年4月22日
組合員	59人
理事	6人
監事	3人

表2. 所有林の経営内容 (単位: ha)

区分	現物 出資	自力 施業	分収林		
			公社	市行	計
人工林	20	35	44	10	54
天然林	69				
無立木地	1	1			
その他森林	10	10			
計	100	46	44	10	54

表3. 人工林の林分構成 (単位: ha)

林分	面積	左の内訳		
		自力	公社	市行
1～10年生	63	9	44	10
11～30	25	25		
31～40				
41年以上	1	1		
計	89	35	44	10

次に、経営の概要について申し上げます。所有林面積は約100haあり、そのうち89haを植林しています。内訳は、自分でやったものが26ha、二次林構で9ha、計35ha、分収林は、公社が44ha、市行が10ha、計54haです。次に育林についてですが、間伐、除伐、枝打を積極的にやるという決議をうけて、51年から3年間をかけて、第1回目の間伐、除伐、枝打を全てすませました。なお、これらに要する経費は、造林補助金と農林漁業金融公庫資金であります。

さて、私どもはこの10年間、積極的に森林経営を、進めてまいりましたが、ここにきて様々な問題が出てきました。まず第一に、組織運営

の問題です。私どもは、毎年何日か、共同作業を行ってきました。しかし、なかなか全員集まりません。理事でさえ出ないことがあります。まして、一般の組合員は集めるのに一苦労、と言った状態です。しかも、私どもの組合規約では、地区外居住者を認めていますが、この地区外の組合員に至っては、ほとんど出ない状態です。こんな関心の薄さでは、組合の維持、運営は全くできません。内部の自覚の問題に尽るでしょうが、「地域振興」、「村づくり」にとつて、共同作業は最も大切なことではないでしょうか。その意味から、生産森林組合の役割は、非常に大きいと思います。

次に、組合の財務の問題があります。現在、農林漁業金融公庫から、798万円もの借入金があります。問題は、これから償還のことです。最近、一般的な組合員や若い人たちから「いったいこれは理事さんが、全部責任をもつのか。」と言った話をよく聞きます。つまり、私どもが死亡した場合、子供たちが責任を持つことになるのではないか、ということあります。公庫に尋ねたところ「法的にはやはり、子供が責任を持たねばならなくなるかもしれない。」とのことでした。今日、山の経営は、非常に厳しくなっています。今の私ども組合には、山から

表4. 貸借対照表(昭和59年3月31日)
(単位:千円)

資 产		负 债・資 本	
現 金	6	借入金(公庫)	7,890
預 金	8	借入金(地区)	1,257
土 地	5,120	出資仮受金	208
森 林	11,007	出 資 金	10,930
外部出資金	65	当期欠損金	593
		繰越欠損金	3,486
計	16,206	計	16,206

の収入が、全くありません。40年生の山が少しはあるだけで、あとは、25年生以下がほとんどで、当分の間、金になりません。毎年、組合の運営に、平均50~60万円かかります。その上、利息が33万円くらいかかります。幸い、私どものところでは、近くにきれいな海岸があり、夏は海水浴客が多いので、駐車場を作り、料金を徴収しています。日によって、満車になります。しかし、駐車料金ぐらいでは、これらの問題の解決にはなりません。そのほとんどは、猪目地区からの収入に、頼っているところです。他に方法がないかということで、現在、組合内部でいろいろ検討していますが、なかなか、いい方法が見つかりません。今後、これをいかに解決するかということが、私たちに課せられた、大きな課題です。

表5. 損益計算書(年度別)

(単位:千円)

科 目 \ 年 度	56	57	58
事 業 総 利 益	—	—	—
事 業 管 理 費	100	258	261
事 業 外 損 益	102	△332	△332
経 常 利 益(損失)	2	△590	△593
特 別 損 益	△28	—	—
当 期 欠 損 金	26	590	593
前 期 繰 越 欠 損 金	2,870	2,896	3,486
当 期 未 処 分 欠 損 金	2,896	3,486	4,079

次の大きな問題として、害獣、害虫の被害についてあります。前にも申しましたように、昭和51年から53年にかけて、思いきって、枝打、除伐、間伐をやったわけですが、すると、大変な鹿の被害をうけました。そこで私どもは、市や県に対し、「借金までして、山を育てているわけで、なにか対策を講じてもらわなければ

困る。鹿が大事か、山が大事か。」と何度も陳情しました。しかし、有効な対策は、なかなか見つかりません。被害の一端を紹介しますと、10月から11月にかけて、鹿は発情期のため、樹木で自分の角を磨いて、他の雄鹿とけんかをします。どうにも仕様がありません。とくに公社や公団造林の場合に、山の上の方は、残せばいいのですが、頂上まで造林します。すると、災害の場合も困りますし、鹿のすみかをなくすことになり、ますます被害が大きくなります。また、塩分が必要なため、必ず海岸に降りてきますが、最近は、鹿もなれてきて、人家の近くまで出没し、栗やしいたけ、野菜を食べるなどの被害が出てきました。ここに参加されている方で、このような被害を、受けた経験をお持ちの方がいれば、お話を伺いたいと思います。次の問題は、松くい虫です。私が生れました平田市は、島根県の中でも特に被害が大きい所で、今年は近年になく、被害が大きい年であります。最初のうちは、一本でも被害がでると、なんとかしていましたが、現在はもう我々の手におえません。行政の積極的な対策を、望んでいると

ころです。

以上、いろいろ問題点を申し上げましたが、近年、林業を取り巻く情勢は、大変厳しくなっています。山を育てるには、4~50年かかりますが、それまでどうして、組合を維持するかということです。国や県では、様々な制度や施策がありますが、それでも、私は不十分だと思います。いい水は、いい緑やいい山がなければ出来ません。私のところに、60ha程の立派な森林があり、小川が流れています。ここには、河鹿や山女がいます。それは水がいいからです。新鮮な水や空気は、森林からしか作れません。山を大事にすることは、山林所有者だけでなく、国や周辺の地域も、関心を持ち、取り上げてくれなければならないことです。私どもも、今後とも、生産森林組合の経営をとおして、子供のため、子孫のため、立派な森林を作り、そして、「地域振興」「村づくり」をめざし、頑張っていきたいと思います。午後は、みなさんの貴重なお話を、伺いたいと思います。終ります。

「委任の終了」による近代化について

宮崎県林産課 山 口 節

1. 宮崎県の整備実績

宮崎県は昭和42年から入会林野整備事業に取り組み、昨年度までに21,704haの整備が完了しています。整備後の形態は、近年の傾向として、個人分割が増えつつあります。個人分割が増えてきた最大の理由は、直轄利用している

入会集団が生産森林組合の設立を希望しなくなってきた、ということです。直轄利用している集団が今後も集団で管理していくこうとし、かつ生産組合を設立したくないトスレバ、入会のまま残すだけです。

行政として、このような地区にもきめ細かな

対応をしていこうとすれば、生産組合か個人分割の二者択一を迫るだけでなく、生産組合以外の集団管理方法が考えられてもよいと思います。

2. 地域社会と入会集団

林業は、一般的には個人でするより集団で行う方が望ましいと言われています。規模拡大、機械の効率的使用及び導入、分業と協業による作業効率のアップ、長期的な計画性確保などが主な理由とされています。地域社会に新たに協業体を作るのは困難ですが、直轄利用している入会集団の多くは、林業協業体としてうまく運営されうるだけの条件が揃っています。ですから入会集団は壊さないことが望ましいし、入会林野はできるだけ分割しないことが望ましいと思います。

入会集団は部落財産を管理する団体として存在し、その活動の一環として山林を管理しています。入会集団の多くは山林のはかに公民館や墓地や田畠などの財産を所有していて、それらは山林同様部落有財産として同一の慣習上の規定の下に運営されています。このように入会集団は地域社会における生活共同体的側面を持っている訳ですから、この集団から林業部門だけを独立させ、生産森林組合を設立しようとすると、林業部門だけで独自の運営が可能かを検討してから設立するようにすべきだと思います。

3. 入会権を存続させ「委任の終了」の登記をする事例

未整備入会林野の中には入会としてうまく運営されているところが多く、そういうところでは無理に生産組合を設立するべきではないと思います。

入会林野を整備せずに登記だけを直す方法として「委任の終了」の登記があります。

「委任の終了」というのは、「売買」や「相続」などと同じく登記の原因となるもののこと

で、ある団体又は共有者全員が代表者に登記簿上の所有者になってもらうことを委任していたけど、任期が終ったので、新しい代表者に登記簿上の所有者を替わってもらうことです。不動産登記法上代表者の肩書きを付けることはできないので、登記簿上一見個人財産のようですが、「委任の終了」という言葉が入っている以上、それは個人財産ではなく、彼の属する集団の財産であることが表示されていることになります。

「委任の終了」の登記をすれば、個人の財産でないことが明示されますから、登記名義人が勝手に売ったりしようとしても登記所は受け付けません。また、例えば分取契約をするため地上権を設定しようとすれば規約に基づき総会を開き、議決があったことを証する書面を持っていけば、登記できます。

「委任の終了」は区有の公民館や墓地などの登記によく利用されている登記方法です。

それでは、記名共有の登記がなされている土地に委任の終了による登記をしようとすると図-1のような手順によりなれます。法定相続人全員の印鑑が必要なので、登記が数名の代表者名義になっている地区または近代化法によらなくとも比較的簡単に直る地区でのみ可能な方法だと言えます。

(図-1) 入会権を存続させる場合

登記) 記名共有 → 法定相続人 → 代表者
||一致||
実体) 入会 → 入会 → 代表者選出

4. 入会権を消滅させ「委任の終了」の登記をする方法

「委任の終了」は入会権消滅後の登記にも利⽤しうると思います。

委任の終了は団体が代表者を変更するという事実を登記することですから、団体の存在が前

提条件となります。入会整備で個人分割又は共有形態になると団体は存在しなくなります。しかし、法律上入会権が消滅しても現実の入会集団は存続しています。そこで共有者全員で「山林管理組合」などの法人格なき団体をつくり、その団体に山の持分を寄付します。この所有権移転は代表者個人への贈与という形でならできますが山林管理組合が法人ではないので団体への移転登記はできません。それから代表者名を登記するため、組合の規約と議決を持っていけば「委任の終了」の登記ができます。

(図-2) 入会権を消滅させる場合

登記) 記名共有 → 共有 → 代表者
|| || ↑(登記で)
実体) 入会 → 共有 → 社団 → 代表者
設立 選出
入会近代化法(共有者全員が)
11条の認可 持分を寄付

5. 「法人格なき団体」の法的性格と権利関係

法人格なき団体とは、独自の団体としての実体を持ちながら法人格を持たない団体のことであり、法人と似た様々な法的取扱いを受けます。大雑把に言って表のような特徴があります。

法人格なき団体と言っても、その実体は法人に近いものから民法上の組合に近いものまで、また営利的なものから公益的なものまでありますから、その団体の法的取扱いは個別的・具体的に判断されるべきでしょう。「山林管理組合」というような小規模林業経営体は、構成員間の人的結びつきが強く、営利性と公益性を兼ね備えており、法人より組合に近い面を持っています。

ある団体が法人格を持つということの意義は、団体の財産と個人の財産が明確に区別されるという点にあると言われています。法人は明確な

表 各種団体の性格

	生産森林組合 (法人)	山林管理組合 (権利能力 なき団体)	協業体 (民法上の組合)	共 有	入 会
設立目的	法定	任 意	任 意	団体ではない	?
財産の帰属	法 人	總 有	合 有	共 有	總 有
不動産登記	法 人	代表者 (委任の終了)	共 有	共 有	できな
自動車登録	法 人	所有者 個人 使用者 団体	同左	同左	同左
持 分	な い	な い	あ る	あ る	あ る
構成員資格	個 人	個 人	個 人	個人・法人	戸 主
構 成 員 数	多 ←			→ 少	

固有財産を持ち、自由に継続的な経済活動ができるという利点を持っていますが、小規模林業経営体にとっては、このことが持つ意義はあま

り大きくありません。例えば、営利法人である会社は企業活動と経済的信用によって現に有する資本以上の融資や取引きを、代表者等の個人

財産を担保とすることなく行うことができますが、小規模生産組合は山の評価額以上の借金はしません。また、間伐が終わると20年間も事業がないのが普通です。それなら小規模林業経営体は法人でなくても特に不自由しないように思えます。

要するに個人財産と区別される登記さえできるなら法人格がなくても権利関係は明確化できると思います。

6. 問題提起

現在入会整備事業にのせて委任の終了の登記をすることを2地区で考えています。その可否を問題として提起します。

① 国富町三名地区は約200haの山林と、地区内の農民に貸し付けている約2haの畑を持っています。山林については生産組合を設立することにしていますが、畑は生産組合が経営することはできないし、また、団体が直接耕作するのではないので農事組合法人の設立もできません。そこで畑は権利者200人全員の共有にし、

その後自力で「委任の終了」による登記をすることを計画しています。農地法3条は権利の移転の制限をしていますが、本件のように入会権を消滅させ近代的所有権を取得しても実質権利者は変わらないのだから農地法第3条という権利の移転はなかったと農政局はみなすそうです。したがって、農地法上は問題ないのですが、2haの畑を200人の共有にするという整備計画が、農林業上の利用を増進し、権利関係を近代化するものと言えるでしょうか。

② 北方町早日渡地区は50haの入会林野を整備中ですが、他に150haの分収林が共有名義のままです。生産組合は1/2以上を直営で運営するよう指導されており、直轄利用地が少く生産組合が設立できません。共有名義の分収林は分収金の請求をする場合に困ることが多いので委任の終了の登記を計画しています。このように人工林率100%の分収林を共有にする計画を認可することが可能かつ適当でしょうか。

地域振興と生産森林組合の役割

大分県九重町 酒井 利幸

1. 九重町の概要

九重町は大分県の南西部に位置し東西18.7km、南北23.4km、総面積270.7km²、14,000人を有する山村である。町の中央部を筑後川の上流の玖珠川が東西に流れ、南東部には標高800～1700mに達する九重山群が位置している。耕地は主に玖珠川沿いの流域と山麓の傾斜地の標高340～1,000mの間に階段状に散在している。

土地の利用状況は耕地が1,934ha（内水田1,415ha）林野が21,703haを占めている。林野はその20%を占める4,374haが採草放牧地として畜産業に利用されているのが特徴である。

交通は国鉄久大線、国道210号線が中央部を東西に走り、県都大分市までは60kmの距離である。

産業は農林畜産業の複合経営を主とした第1

次産業（生産額3,999百万円）と恵まれた観光資源を利用した第3次産業（同5,251百万円）が盛んである。

2. 林業の概況

本町における林業は生産額で全産業の14%（1,787百万円）を占め、農業と並び重要な位置にある。林野面積は21,703haで林野率80%，その内民有林面積は17,286ha、同蓄積は2,482千m³である。人工林率は戦後の原野造林の推進によって県平均を上回る62%にまで高められ、さらに70%を目標として拡大造林を進めている。造林樹種はスギ83%、ヒノキ7%、マツ3%、クヌギ7%であり、人工林の83%が6令級以下の要保育林分である。素材生産は年間39,000m³、特用林産物では乾椎茸が188t、生椎茸が520t生産されている。

また九重町森林組合は町内全域を抱括し、組合員数1,786名、組合員所有面積は10,788haで全民有林面積の70%を占め地域林業の担い手として重要な役割を果している。

また町では林業生産基盤の整備、経営近代化施設の整備のため造林、林道事業はもとより林業構造改善事業、入会林野特別対策事業等を積極的に導入し、林業生産の合理化、林業者の所得の向上に努めている。

3. 九重町における入会林野整備の状況

表1に示すとおり本町には整備に着手した当時6,380haの入会林野があり、そのうち5,223ha(82%)が財産区であった。従って本町における入会整備はそのほとんどがこの財産区が対象となって進められた。財産区の沿革はここでは述べないが、現在4つの大きな財産区がある。これは所謂自治法上の財産区であり、この外にも事実上の財産区が数多く存在している。ところが当時これらの財産区では古くからの慣習により利用されてはいたが、その多くは低利用で

あった。

表1. 入会林野の整備実績

区分	総面積ha	整備済ha	未整備ha	整備率%
記名共有外	1,157	239	918	21
財産区有地	5,223	4,366	857	84
計	6,380	4,605	1,775	72

町ではこれらの財産区の高度利用を図るために近代化法施行後、S.44年に九重町内各財産区有林野近代化条例を制定し整備に着手した。同時に整備を早期にしかも円滑に進めるべく町の執行体制を拡充させ、新しく財産区有地調査係を設置し、専任職員を5名配置した。以後S.53年まで財産区有地の調査を行い、今日まで一部を残して財産区の整備はほぼ終了している。

整備の実績は表1に示すとおり、財産区有地についてはその84%（4,366ha）の整備がすでに終っており現在は記名共有地（事実上の財産区を含む）を中心に整備を進めているところである。

整備後の経営形態は整備総面積の64%が生産法人、15%が共同経営（共有名義）、のこり21%が個人経営となっており圧倒的に生産法人による経営が多い。

町では整備によって作られた生産法人、とにかく生産森林組合（以下生森と呼ぶ）の運営の適正化を図る目的でS.55年に55組合からなる九重町生産森林組合協議会を設立し、会計経理の研修、生産技術等の研修を行っている。この協議会の運営費用は各組合からの負担金と町からの補助金（年間156万円）が当てられている。

4. 入会林野整備の地域振興に果した役割
今回の研究会のテーマである入会林野整備が地域振興に果した役割について以下述べる。

本町では先に述べたように整備の受皿を生森

により共同経営に委ねることを目標に進めてきた。その結果整備面積の7割近くが生森によって経営されている。従って整備が地域振興に果した役割は、この生森の実施してきた諸事業について述べることにより明らかになると思う。まず造林事業については表2に示すとおり生

森が行った造林面積はS.53～58年の間に323ha（全て拡大造林）、町全体の造林実績は800ha（内拡大造林は592ha）であり、町全体の40%、拡大造林のみをとらえると66%に及ぶ。造林樹種は椎茸原木生産を目的としたクヌギが67%と多いのが特徴である。

表2. 造林の推移

区分		53	54	55	56	57	58	計	備考
町全体		240	107	166	106	80	101	800	再造林 26% 拡大造林 74%
生産組合（法人）	すひのき	50	9	32	10	3	2	106	拡大造林に対して 66%
	くぬぎ	86	22	38	30	14	27	217	
	小計	136	31	70	40	17	29	323	
	率(%)	57	29	42	38	21	29	40	

次に特用林産物の生産状況についてみてみると、表3に示すとおり本町には椎茸（生乾とも）、えのきの生産者は延べ942人いるが、この内の約90%が生森の組合員である。生産量については生椎茸がS.53年より急増し、S.58年に358tの生産を行っている。乾椎茸は生椎茸への転換もあって漸減はしているものの155tは少なくはない。

林業生産基盤整備事業の実施状況を表4に示した。まず林道についてであるがS.53～58年までの開設延長は町全体で10009m、その内生森が導入したものは8,958mで町全体の89%

%を占める。又作業道は町全体で58,617m、その内生森の導入延長は32,540mと56%を占めており、林道、作業道の合計では町全体の60%を占めている。

以上、造林、特用林産物の生産量及び生産基盤の整備状況について述べたがいずれについても町全体の過半数を占め、整備の受皿として組織された生森が地域の林業活動の主たる担い手となり、林業振興に果した役割は非常に大きいと言える。

表3. 特用林産物生産の推移

区分		53	54	55	56	57	58	現生産者数	備考
しいたけ（乾）	197	166	176	188	160	155	650	約9割が入会林野整備組合員	
しいたけ（生）	178	333	515	520	471	358	288		
えのき茸	—	34	112	71	68	104	4		

表4. 林道、作業道開設の推移

単位：延長m

区分	53	54	55	56	57	58	計	備考
町全体	林道	1,771	2,553	2,065	2,700	600	410	10,099
	作業道	8,155	15,254	10,296	8,643	5,686	10,583	58,617
	計	9,926	17,807	12,361	11,343	6,286	10,993	68,716
生産組合（法人）	林道	1,230	2,553	2,065	2,100	600	410	8,958
	作業道	1,840	6,153	4,325	6,861	5,026	8,335	32,540
	小計	3,070	8,706	6,390	8,961	5,629	8,745	41,498
率(%)	31	49	52	79	90	80	60	

補助事業
林産集落外

5. 生森の経営上の問題点

生森が地域林業の中で大きな役割を果していることは事実であるが、全ての生森が好ましい経営を行っているわけではなく、多くの問題をかかえている組合も少なくない。中には入会整備によって組合を作ったが経営がどうしてもうまくゆかず、解散に至った例も2,3件ある。

そこで私は、地域林業に大きく貢献する生森の経営がうまくいかない理由は何か、問題点はどこにあるのか、又今後の入会整備についてはどのような点に留意して指導を行うべきかをアンケート調査により分析してみたので最後に紹介したいと思う。

調査結果を経営規模別に3段階に分け、夫々の規模の中で経営が良好、平均、不良な例を各1組合選び簡単にまとめたものが表5である。経営内容が不良なものと良好なものと比較して分析してみると下記のようなことが判った。

(1) 1人当たりの保有面積が小さい。

このことは組合のもつ森林資源の内容によても異なり、表5の川西三組合のような例外もあるが、総じて保有面積が小さいものは組合員の意欲等にも微妙に反映してか運営が思わしくない。

ないものが多い。

(2) 短期収入が得られない資源内容である。表を見ても判るように経営内容が良好なものと運営費、林道等の事業費捻出のために借入金はしているものの定期的にクヌギの伐採収入があり、組合員個人から負担金をとってはいない。ところが桐木第2に見られるように65haもの山林を経営しながらもそれらが全てスギ、ヒノキの若令林で（生森発足後の造林である）あるため伐期まで収入は全く期待できないばかりか、逆にこれから除間伐等の育林経費をどのように捻出するかが問題となっている。

なお直接の収入はなくても原野を採草放牧地として畜産利用しているところは組合員のメリットも大きく活動も活発である。（例、日向、甘川水）

(3) 作業出役ができない組合員が多い。

このことは様々な因子が考えられるが、兼業農家で他に仕事を持っているため出役ができるない者、高令で出役労働を果せない者、或は組合事業に対する熱意がない者等が多い組合はやはり経営がうまくいかない。

(4) 税務関係等会計経理を処理できる者がいない。

表5. 生産組合(法人)の経営実態

規模別	組合名	組合員数	面積	土地利用				年間出役数	経営内容					
				針葉樹		広葉樹			原野	合計	収入	借入	良否	
				35年生以上	35年生以下	10年生以上	10年生以下							
60ha以上	桐木	66	3.5	3	144	30	33	18	228	4	毎年 クヌギ	林道	良	
	日向下	18	7.3	—	21	3	5	102	131	1	8年毎 クヌギ	運営費	良	
	桐木二	78	0.8	—	65	—	—	—	65	0	0	運営費	否	
30ha / 60ha	甘川水	21	2.5	—	21	5	10	16	52	4	5年毎 クヌギ	運営費	良	
	梶屋	29	1.6	—	26	5	9	5	45	5	3年毎 クヌギ	林道	良	
	やまなみ	90	0.3	—	22	—	—	9	31	1	0	運営費	否	
30ha以下	麻生原上	9	3.2	—	15	6	8	—	29	7	3年毎 クヌギ	作業道	良	
	井手	15	1.1	—	13	—	—	3	16	4	0	運営費	否	
	川西三	21	0.5	—	5	2	3	—	10	2	5年毎 クヌギ	運営費	良	
農事組合法人	滝上	31	4.3	—	4	3	20	105	132	1	5年毎 クヌギ	運営費	良	

経理事務の処理できない組合は組合員自身が組合の経営内容を把握できず、そのため組合の運営計画すら立たない状態である。

(5) 組合員個人の林業経営規模が小さい。

このことは組合員の林業に関する知識、技術及び林業経営に対する意欲と密接な関係があり、林業経営を実際にやっていない者が多い組合は総じて組合の林業経営に対しても積極的でない等の現象がみられる。

以上、経営が不調な森の問題点を述べたが、これらのこととは整備を実施する前からでも把握できることもある。従ってこのような問題点が明らかな場合には、整備即生森というような誤りを犯すことなく、実態に合った経営体を考えるべきであると思う。又同時に生森発足後の

経営を円滑に運ぶために短期収入を期待できる造林樹種を推奨するなど肌目細かな町の指導も必要であると考える。

6. 終わりに

九重町ではS.44年より5人の専任職員を配置し入会整備に全力を挙げて取組んだ成果もあってかなりの入会林野が整備されたが、整備を進めるには町が主体的に行動し、指導力を発揮することが第1であると考える。

最後に私事で恐縮であるが、S.43年町職員となって以来16年間入会林野整備一筋に取り組み、現在では担当者も私一人となったが、大分県九重町で始まったこの研究会の記念すべき第10回大会においてこのような意見発表をさせて頂き誠に光栄に思う次第である。

森林の多面的利用と入会林野

島根大学農学部 北川 泉

本日、私が報告したいのは、地域振興の中で、入会林野はどのような機能を果たすべきかという考え方をおいて話してみたいと思います。

1. 森林・林業をとりまく環境の変化

最近の林業をとりまく条件は、大きく変化していますが、とりわけ大きな問題は、木材需要の落ち込みだと思います。これまでの需要の落ち込み、価格の下落は、景気の循環の中からでてきたという認識がもてたのですが、最近の問題は構造的なものだといえます。すなわち、需要の構造、住宅の着工戸数の減退等を考えると、かなり長期的な停滞になるという可能性が強いのです。そうすると、これまで考えてきた入会林野の利用も考え直す必要があります。従来のスギ・ヒノキを植林して育成するということだけでは難しい問題がでてくると思います。

国の施策としても、5,6年前から「地域林業の振興」ということをいいだしていますが、これを裏返すと、中央からばかりでは知恵を出し切れなくなってきており、地方から知恵を出して問題を開いてゆくことが必要でもあり、またその可能性が高まってきたことが背景にあると思われます。「地方の時代」や「むらおこし運動」あるいは、「まちづくり運動」という言葉が全国のむらやまちを中心に、今はやっています。そうした中で、林業というものを考えると、今までとちがって中央に依存するばかりでなく、地域の人たちが、自ら主体的に地域の振興ということを考えてゆくなかで林業のあり方を考える、こうした糸口がでてくる時代に今なってい

るのではないかと思います。きびしい時代ではありますが、裏を返せば、地方から振興方策をうち出していける、ある意味ではチャンスだと思います。

2. モノカルチャーからポリカルチャーへ

次にモノカルチャーからポリカルチャーへということは、従来は、単一樹種、単一施業ということが、造林業の基本的なものだと考えられていました。それが、根本から変わるわけではありませんが、それだけでは、特に林業が一番弱点とされる生産期間が長い、40年も50年も待たなければならない、ということにもちこたえきれなくなります。その弱点を克服するためには様々な工夫が必要になります。つまり、造林の仕方についても、樹種の多様化、スギ・ヒノキだけではなくて、広葉樹の生かし方や実となる樹種、薬草などを作ることなどが必要になってきます。

また、特殊林産物、きのこやうるし、わさびや山菜など例をあげるときりがないくらい多くのものが実際に試みられています。こうした工夫が今後ますます必要になってくるのではないかでしょうか。もう一つは、本物志向に対応した新しい農業、つまり山地を利用した安全で美味しい食べものを作る試みです。私どもは今年から実験を始めたわけですが、島根県仁多郡仁多町、そこに1町2反程山を焼きまして、昔の焼畑林業を復活させることを始めました。山焼きをした後に、ソバや大根やかぶを播きました。農薬や肥料を全く使わない、しかも大変味もいい健康野菜ということで、大都市でも地方

都市でも大変人気があります。それを造林と結びつけながらさらには観光的利用も含めて、多面的な、つまり単一の形ではなくて、多様な利用の仕方を考える。これは一つは、期間的に40年も50年もかかるないと生産ベースにのらないものを、短期的な利用と結びつけ、結果として長期的生産を克服していくわけです。それから、林地の立体的な利用、つまり上木は、生産期間が長くとも、下に藁草を植えたり、きのこを栽培したりすることによって、空間的に高度な利用が果せるわけです。これが、モノカルチャーからポリカルチャーへ、ということです。林野庁も最近「林産むらづくり」などといっていますが、これを地域から作りあげていくことが大事だろうと思います。

3. 強みを生かした入会林野の活用

入会林野という言葉には、一般にマイナス部分が多いというイメージがあります。これは從来から、利用がどちらかというと遅れてきた。そして、地理的にも非常に条件の悪い所で残されてきたという現実があります。こうしたマイナス側面だけを見ると、その解決の糸口が見えにくいと思いますが、それでは入会林野の強み、すなわち、strong pointとは何かということです。

裏返して考えると、第一に入会林野そのものが共有的な形でもたれているということ、みんなで昔から全体で管理運営をしている。これをマイナスに見るかプラスに見るかということが、一つ問題です。私は、これをプラスに転換させて考える必要があると思います。つまり、個別に分割され所有されているものをもう一度まとめて共同経営しようとするとなかなかできないもので、この、共同という根底にあるものを生かしていくことが大事だと思います。第二に、一般的にいって入会林野は人工林率が低く、造

林が遅れている場合が多い。このことは、裏を返せば、これから先の利用の可能性は、むしろ多面的で多様な条件をもっているといえます。例えば、島根県は人工林率が低く、一方、大分県の日田地区は、80%以上の人工林率をほこっている。それでは、日田のスキ林業に、はたして定住条件が備わるかということになると、必ずしもそうとはいえない。むしろ、短期的に収益をあげていくような複合的なやり方が優っている場合が少なくないのです。そうすると、こうしたマイナス面をプラスに変え、追求してゆくことを考えていかねばならないと思います。

次に、合理的な土地利用、所得の増大ということについて述べてみたいと思います。土地の高度利用というのは、入会林野を近代化しようとする場合、入会林野だけをとりだしてそれを単独で考えてゆく場合が多いと思いますが、それだけではなく、その地域や集落の中の土地利用の一部、つまり総体の中の入会林野として考えていくという要素が大切だと思います。というのは、労働力の配分にしても、その集落の人達が高齢化しているとか、兼業が多いか少ないかなど、地域の実状にあわせた利用を総体として考えていかなければならぬ。ここで入会林野だけを切り離すと、運営上、様々な問題がでてきます。やはり、地域の特性をふまえた、実態に即した利用の方法を多様な条件の中から選択していくことが大切だと思います。

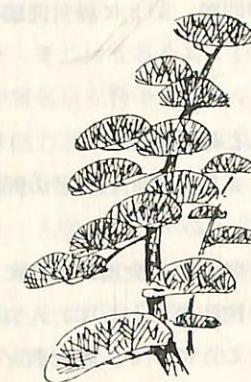
4. 近代的な入会林野の活用とは

くりかえすような内容になりますが、権利の近代化というのは、あくまでも利用を近代化するための手段であります。ところが、この手段を目的ととりちがえる場合が多分にあります。したがいまして、入会林野を近代化するという場合、その土地をどういうふうに利用したいかということが、まず前提にあって、それに見合

った権利の近代化を行い、具体的な利用の方法を確立していくことになるのです。例えば、標高600m以上あるならば、そこで、高冷地野菜をつくるために、農業的利用は可能なのか、あるいは、牧草的利用はできるのか。また、高原的な所で景観等に優れていれば、観光的利用が可能であるのか、というように多面的な利用の仕方をその集落の中で考えていきまして、そのためには、どういうふうな整備をしたらいいかという形で進めていくべきものなのに、従来は、どちらかというと、とにかく近代化せねばならないという形式的なものが多かったような気がします。したがいまして、できました生産森林組合にしても、本当に、地域の産業を活性化する一つの起爆材として役立てていくことができているのか、といえば甚だ不十分だといわざるを得ません。そういう意味で、残っている入会林野は、条件としては、たしかに恵まれない所が多いわけですが、考え方によっては、条件の悪い所は悪い所なりに利用する方法が、かえってあるかもしれないと思います。私はいつもいうわけですが、利用を考える場合、その土地がもっている個性を発見する所からやらなければならぬ。その土地がどういう条件、特徴をもっているかという所からはじめないと、漸新なアイディアがなかなかでてこない。とりわけ、林業のなきどころである生産期間が長いということを、なんとか短期の収入でカバーする、という要素をくみこんでいく必要があります。最近のように、国や地方自治体の財政事情が、非常に逼迫しているという状況では、必ずしも補助事業だけをたよりにして進めることはできないと思います。むしろ、相当自力でやらないと活力ある展開は望めなくなってきたと思います。

私は最近、長野県と新潟県、山形県など裏日本の方を歩いてみましたが、そういう所で農林業の実態をみてみると、補助金は一切もらわずに、自力でやっている経営の方が、むしろ、しっかりしているという印象をうけました。その方たちは一同に、「国に補助金をもらってやっているようじゃ、できませんよ。」というくらい、いっておりまして、大変たのもしく感じたわけです。そういう経営が、あちこちに、点としては存在している。そういう意味では、これから入会林野の活用につきましても、頭を、知恵を使って、そのマイナス面をプラスに転化してゆく、という攻めの姿勢が必要だと思います。時間がございませんので、このへんで終らせていただきます。

どうもありがとうございました。



2. シンポジウム

司会 佐藤 英男 (熊本県南小国町)
岡森 昭則 (九州大学農学部)

発言者 (発言順)

松本 正光 (長崎県林務課)	山下 一成 (広島県林政課)
貞重 忠義 (広島県本郷町)	安田 信二 (鳥取県林務課)
山本 忠夫 (島根県猪目生産森林組合)	満石 勝則 (鹿児島県加治木農林事務所)
山上 三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)	江淵 武彦 (西南学院大学法学部)
中尾 英俊 (西南学院大学法学部)	篠原 武夫 (琉球大学農学部)
武井 正臣 (名城大学)	北川 泉 (島根大学農学部)
足立 紀彦 (大分県林政課)	仲田 弘道 (熊本県菊池事務所)
福田 貢 (長崎県美津島町)	高尾 徳次 (長崎県対馬支庁)
酒井 利幸 (大分県九重町)	長濱 安雄 (鹿児島県林業振興課)
山口 節 (宮崎県林産課)	吉村 俱美 (鳥取県倉吉地方農林振興局)
西森 正信 (高知県木材振興課)	中村 素道 (佐賀県生産森林組合協議会)
板垣 靖彦 (山口県治山課)	高橋 秀雄 (高知県郷分生産森林組合)
堺 正紘 (九州大学農学部)	江崎 浩二 (福岡県林政課)
中須 恒孝 (宮崎県延岡市農林課)	洲浜 寿晴 (島根県林政課)
兼松 征二 (熊本県林政課)	

I 入会整備の法律問題

司会 (佐藤) 司会をおおせつかったが不慣れなので、皆様の御協力をお願いする。質問や意見がたくさん出ている。シンポジウムは、これらを第1に法律問題、第2に経営問題にわけて進めていきたい。

<登記名義人と確認書>

司会 (岡森) まず、登記名義者の問題を取り上げたい。

(松本) 共有名義の入会地の整備において共有名義人から直接印鑑をとらず、入会権者側が確認書をとったことにして、計画書をつくって提出させていたことが、認可後その本人からの

申し出によってわかった。この場合、認可した側、確認書の提出側に問題点があるのか、また今後の対応はどうすべきか。

司会 (岡森) もう一つ同じような問題がある。

(貞重) 私どもの組合では、登記名義人が2、3代前の人で、すでに死亡後何十年を経過し、相続人が8人も9人もある場合もある。確認書に全員の印をもらおうとがんばっているが、古い話で思うように進まない。必ずしも全員でなく、また認印でもよいということだが、その法的根拠は何か。

司会 (岡森) この点に関してどなたかお答えいただきたい。

(山本) 私には、昭和45、6年頃に、私の祖父の代の何某、他9名というものについて、これ

を通常であれば何十人の判がいるところ、入会近代化法によってやったため3分の1くらいですんだという経験がある。

(山上) 外国に出た人や住民票どおりの住所に住んでいないために、徵集不可能な場合を除いて100%確認書をとるべきだ。また事故を防ぐためには地元の整備組合の方々と協議をして、そして現地と帳簿を何回も照合し最終的に間違いないというところまでもっていくべきだ。

(中尾) 松本さんの話は、名義人の相続人から確認書をとらず、入会整備組合の方が無断でその人の印鑑をついていたということか。

(松本) そういうことではなかろうかと思う。
(中尾) 登記名義人の承継人は入会権者か。
(松本) いいえ、入会権者ではない。地区外に居住している。

<確認書の法律的意味>

(武井) 確認書というのは、どういう性格の文書であるかということを再認識する必要があると思う。それは別に近代化法、その他の法律に基づいて作ることを必要とされている文書ではない。あとで問題がおこるのを防ぐために、事前に証拠書類を集めておくという必要で一種の慣例上やっているものである。

つまり、確認書はその土地は登記簿上は例えばAの名義になっているが、Aのものではなくて入会集団のものであるということを前提に近代化するわけであるが、その場合に後でAがあれば自分の名義の土地であるだけでなく、本当の所有権もあるということを言った場合の用心のためにとるものである。その土地が入会地であることに間違いないならば、確認書がなくてもかまわない。

しかし確認書がないと、あとでそういわれた時に最悪の場合には訴訟までもっていかないと

決着がつかないし、また訴訟になった時に、必ずしも勝てるかどうかわからない。確認書をとっておけばもう訴訟にもならないだろうし、万一訴訟になった時にも本人がこれは私のものではないといっているわけであるから、もう勝つことはほぼ間違いない。だから、確認書は2分の1とか3分の1では意味がない。100%とつておかないといけない。但し逆に入会地であることが後で完全に立証されれば、結果として確認書はいらないということになる。仮に、登記名義人から異議の申し立てがあったとしても、それが入会地に含まれる土地であれば問題ない。いわばニセの確認書、無効の確認書のようなもの、すなわち文書がなかったことと同じになるが、文書がなくても客観的にいってそれが入会地であれば問題ない。

司会 (岡森) 確認書が認印でいいかというのはどうか。

(武井) 認印であっても、実印であっても、それが本人の印鑑で本人が押したもので間違いないというときにはどちらでも証拠としての効力がある。ただあとから、それは俺のものじゃないと言われるようなことが実印だと避けられる。

司会 (岡森) 後で問題をおこさないためには実印をできれば使ってもらうという方がよいわけですね。

(武井) それはもちろん。しかし、本人がきて本人が署名して判子を押すなら、むしろ署名の方が証拠力がある。だからそれは印鑑証明までは必要ない。

(中尾) 入会の場合には、部落から出ていった場合、権利がないということを確認するのであるから、それでは確認しなかった場合、権利が発生するかというと、そういうことはありえない。しかし権利を放棄するということであれ

ば、あくまでも放棄同意を求めるべきだ。1人でも放棄をしないものがあったら知事としては認可はできない。だから、出でいたら権利がなくなるのか、放棄するのかは大きな分岐点である。出でいたら放棄してもらうという場合、判をついてくれないとそもそも整備事業はそこでストップする。ところが出でいたら権利を失うということであれば、権利を失ったことを念のために確認しなさいということで、行方不明で印鑑がとれませんということですむ。転出者で、権利がない人で、へそまがりで判をつかない人はどうするかというと、これは仕方がないということである。

＜確認書の内容＞

(福田) 確認書の件で、①確認書を取る範囲、②それが取れない場合どうなるのか、③未成年者の確認書の取り方、の3点について伺いたい。

(中尾) 名義人がなくなり、転出した長男も死亡してその奥さんと子供がおる。実際の家の承継人は次男である、こういう例はあちこちにある。この場合に長男が昭和10年に家督相続し、22年に東京に行っておる。だから入会の原則でいくと転出した時に権利はなくなり、一切家を相続した次男が入会権者となる。だから長男が生きておれば当然印鑑をついてくれると思うが、死んでいるので嫁さんと子供の印鑑がない。そして子供が未成年者であれば、母親が法定代理人として印鑑をつかないといけない。入会権は転出すればなくなるんだという慣習が確立しておれば、結局その長男の嫁さん及びその子供から「自分たちは関係ありません」、「その次男のものでございます」、あるいは「次男他何名、何々部落の入会地でございます」という確認書をもらえばよい。

ところが、どっこいその人たちが印鑑をつか

ない、その場合にどうするかということである。その場合にはやむをえないから、例えば甲の太郎の持ち分は、甲の次郎が承継したということを他の入会権者全員が承認して、それを提出するという方法しかないのではないかと思う。そうすると先方は共有持分権を無視されたということで共有権の確認という裁判で争おうとするだろう。しかし、これが普通の共有地だと権利はなくならないが、入会地であるなら入会慣習に従って、当然その人たちは権利がないことになるから知事は負ける心配はない。もっとも対馬の場合には多少入会慣習がぼやけた所があるのでその辺ははっきり確認し、なるべく印鑑をとること。1人ぐらい欠けてもかまわないがどうしてもとれない場合は他の共有入会権者から確認をとって認可するという方法しかないと思う。

＜持分の集中した入会林野の近代化＞

司会(岡森) この問題はこの辺で打切り、次に、近代化する場合の持株の集中の問題にうつる。

(足立) 近代化法の6条で、一部の者に対して権利の集中あるいはその他不当な利益をもたらす時には、知事は認可してはいけないということがあるが、ある入会集団では持分が過去において、集団内部で売買がされある人は10株、ある人は持たない、あるいは1株というばらつきがある。これを近代化法によって整備し個人分割するとき、この権利の集中等の防止との関係をどう考えるべきか。

司会(岡森) 大分県の九重町でも持株の不平等があった場合もあったと思うが。

(酒井) 入会権は平等だということから、持分というのは立木から発生する分が多い。生産森林組合は土地、立木を含めて作っているが、立木については、一伐期だけはその持分を考慮

し、伐期後は新たにやりなおすという内部規則でやっている。

司会(岡森) 宮崎県の場合も持分の集中があつていただようだが。

(山口) 宮崎では、持分が集中している場合にはほとんどその持分を生かしたまま整備後の形態に移すという例が多い。

司会(岡森) それは個別分割の場合か。生産森林組合に移る場合はどうか。

(山口) 個別分割している時にしか持分の集中はみられない。

(足立) 個別分割する場合、集中があつても過去に売買がされて集中したのならいいという気がする。

司会(岡森) 今の問題について、どなたかお答え願いたい。

(西森) 持分の違うのを均一に分割するというのはできないのではないか。持分をいっぱい持っているということは過去において入会地であつても買い集めたということだから、それを均一に測量して同じようにわけることはできないと思う。

(板垣) 入会権の代償として所有権が与えられるということになっているので、例えば通称株山が、それを入会権としてみんなが合意しておれば、これを所有権に変えていくわけだから不当な集中だと考えることはないのではないか。

(堺) 入会慣行に基づいて一定の集中が行われている、例えば2分の1、あるいは3分の2を一人の入会権者が取得しているという状態を、そのまま個人分割の状態に移すことは不当な集中にならないかという質問だが、すでに入会慣行の下において一定のあるいは特定の人、特定の集団に集中しているという、その状態を入会集団が入会慣行に基づくものであると認めている場合には、それは不当な集中にはならない

いだろう。

＜入会農地と農地法＞

司会(岡森) それでは次に入会地内に耕地がある場合の問題に移る。

(中須) 入会林野整備における農地取得の関係について事例があつたらお教え願いたい。農地取得の要件として農地法で50a以上の農地を耕作していることが義務付けられている。宮崎県延岡市では、入会林野に農地が含まれていることが多いが、権利者が農林家で農地取得要件を満たしている場合は問題はないし、1名か2名が要件を満たさない場合は農家台帳の調整によって条件を満たしたようにして整備の認可を行ってきた。しかし、5ha程の農地があり、権利者(70名)のほとんどが耕作しているが、その地区には農地が他にあまりなく農地取得要件をもっていない者が半分近くいる。権利者の名前に登記がなれる方法はないか。

司会(岡森) 入会整備をする場合、農地がひっかかってきたというような場合があれば紹介してほしい。

(兼松) 5反以下というのは今まで経験がないが、仮にでてきた場合、農地法の関係もあるが、現在すでにそれを耕作しており、農林業の振興、あるいは農林家の所得の向上になるので農業委員会の意見をそえれば認めてよいと思う。

(酒井) 九重町には5つの農事法人組合ができており、所有地が1人5反以下という所もある。採草放牧、つまり畜産を目的とする農事組合で、採草放牧地が5反以上あるということになるので、そういう理由をつけて農業委員会の方にはもっていった。

(中尾) 兼松さんに尋ねるが、畑の場合も農業委員会が許可するだろうということか。

(兼松) はい。

(中尾) 許可すべきだという客観的な理由づけは何か。

(兼松) その人たちが現在耕地として利用している状態を継続するわけだから、そのことを農業委員会の方に話せばおそらく認めるのではないか。

(中尾) そのないかという根拠は、実質耕作権は移転しないというそういうことで承認するということか。

(兼松) そうだ。

(中須) 今の件については延岡市の農業委員会と協議継続中であるが、農業委員会は認めない。その意味で農地法の規定に抵触するものということになり、入会林野を整備するのはちょっと困難ではないかと思っている。

司会(岡森) この問題について以前から苦労されている南小国町の佐藤さんから一つ。

(佐藤) ある入会権あるいは旧慣使用権を持っている人が入会整備をする時に農地法に抵触する場合、できないということであれば近代化法と農地法のバランスがおかしいと思う。最終的には権利そのものが新たに動くのではなくて、現在所有権ではないが所有権に匹敵する入会権がある、そういうものを近代的な権利に変えるんだという解釈で、これは当然認可すべきだ。そうでなければそこだけどうしても入会整備ができないことになるのではないか。農地すなわち採草放牧地として使っている土地があって、5反未満に抵触し入会整備ができないということが起りうるということは、当初から当然わかっていたことであって、それができないという方がおかしいのではないか。

<公有地の入会整備>

(山下) 入会林野整備要綱を九重町で作って

おられるが、その中で「整備による譲渡代金は実測面積10a当り1,700円とし、当該財産区に納入するものとする。但し、実測面積10ha以上の入会集団に限り、その10%相当の土地について入会権を放棄することによって代えることができる。」と、ここの意味を具体的に説明願いたい。

(酒井) 昭和38年の「財産管理条例」の中に、処分する場合は価格の1割相当を財産区に納めなさい、こういうことがある。それをここで10a当り1,700円とだしたのは1反を2万円で評価した額で1割2,000円になるが、補助が反当300円ぐらいのことから1,700円にした。結局10ha以上の土地についてその1割を出せ、それは土地でもどちらでもいいということだ。

(山下) 入会権を放棄することによって変えることができるというはどういうことか。

(酒井) 今言った財産区名義の入会地について、10haのうち1haを財産区に渡せば、あと9haは入会集団に所有権をつけてあげることである。

II 「委任の終了」の活用の可能性

<「委任の終了」の事例>

司会(岡森) 山口さんの提起した委任の終了の問題に移る。この委任の終了という問題について私も屋久島の大会の時に福岡市の事例で報告した。その時は委任の終了というやり方があるので別に無理して近代化しなくともいいではないかということを言った。これに対して山口さんの場合は、近代化した上で更に委任の終了といううまい手を使えないかということである。法的に委任の終了と考えるかという難しい問題もあるので、全体を少し外堀から攻めるという意味で具体的な問題というか、「委任の終了」

がもっている意味の辺から攻めていきたい。

(安田) 入会権の近代化の結果、集団として財産を持ちたいということから小規模な生産森林組合というものが生まれているが、これに代るうまい解決策があるんだなと勉強させてもらった。そこでこの件についてこれまでの件数はどれくらいか。委任の終了に添付する規約は登記所を1回クリアーしたものか。

(山口) 事例は福岡市で2件ある。その1つは千里植林組合で、近代化法を使わなくて所有の近代化をやらなくて委任の終了という形でもっていった事例である。

司会(岡森) 山口さんは一担近代化法で整備をやって、その後、それが例えば何十人共有という形で近代化しておれば、それを委任の終了という形で数名共有にもっていって代表者名義で確保できないか。所有権が外に流れないよう歯止めをかけ、共同体の中でコントロールしながら高度利用をやっていけないものなのか、ということが問題提起としてあったと思う。それについて共有から代表者名義にもっていく場合におこりうる問題について質問が出ている。

(満石) 法人格なき社団になった場合に生産森林組合みたいな法人税は納めなくてよいのか。

(足立) 100人余りの共有名義にしたが、公社造林をやろうにも人数が多いため手続がややこしいということでうけいれてくれない。そこで2~3名の、できれば1名の代表者にすればと思っているが、この持分を寄附して一つの団体を作る場合にいろんな寄附登記にともなう課税の義務がでてくると思うがどうか。

(山口) 税金のことについては詳しく調べていない。法人税については見なし法人としての税金がかかるだろう。2番目に法人格なき社団に寄附した点での贈与税とかはかかるないのでないかと思う。

<「委任の終了」の法律問題>

(江淵) 山口さんの提案は近代化法によって入会権を消滅させて共有とし、この共有者で新しい集団を作りその代表者に移転登記をする際に「委任の終了」という登記原因を付したいということだと思うが、まず第1に入会集団を消滅させてできた新しい集団の規約について問題がある。新しい集団は当然従来からの入会集団と異なるはずであるが入会慣習をそのまま規約に盛り込んでいいのか。第2点として図2では委任が終了して一番右にでてきた代表者が真実の所有者ということにならないか。だからここは、「委任の終了」ではなくて、単なる「委任」という登記原因がつけられるのではないだろうか。「委任」という事をつけることによって単なる個人財産ではなくて団体の財産だということを推定させたいという主旨であれば「委任」でなければならないと思う。

(武井) 福岡県で「委任の終了」を原因にしてA、B、C、Dの共有林になっているのをX、Yの共有名義に変えているが、それは今までA、B、C、DであったものをX、Yに変えた、その原因が「委任の終了」である、ということだけあって登記簿上の不安定さは依然として残る。今まででも何年か毎に代表者名義を変えるという例は多いが、これは民法上の委任契約ということはできないと思う。それから入会集団を共有名義にしてそれを「法人格なき社団」にするというが、「法人格なき社団」という概念を認めるとしてもその輪郭はいささかあいまいである。だから、非常に確かな団体としてはあまりいいもんじゃないと個人的には思う。

(中尾) 2つの問題が混同されている。1つは入会集団の入会地の所有権を登記する場合に、総代と副総代と2人の名義にするという登記が伝統的にみると多い。ところが、A、Bという

総代から今度はC、Dという総代にうつった場合にA、Bは「委任の終了」によって、本来ならば入会集団全員に帰属するがそれを便宜的にC、Dにした。そして今度はC、DからE、Fにする。こういうように代表者を次々に変えていけば、たとえば地上権設定契約なんかが非常に簡単にでき、高度利用もできるからなにも入会林野を整備する必要はない。

しかも売買、贈与の場合と違って委任の終了の場合には委任者の承諾がなければ所有権移転登記ができない。もちろん入会林野というのは入会権者全員の同意がない限り売買できない。だから登記上A、BからXに移っても本来、所有権移転の効果がないわけであるが、登記上は入会集団はXを相手に入会権の確認の訴えをおこさなければいけない。ところが登記官の話によると、「委任の終了」の場合には委任者の承諾がなければ登記を受理しないということのようであるから、売買、贈与と違ってメリットはあると思う。

ところが山口さんの御発想はちょっと違って、入会林野整備によって全員の共有名義になったものを、委任の終了によって代表者名義にできないかということである。これについて私は、例えば50名が3名に「委任」するということはわかる。しかし「委任の終了」ということになると、もともと3名の入会地であったものを便宜的に50名の所有で認可した知事の認可自体がおかしいことにならないか。

(山口) 法律論はともかく、登記だけを考えた場合、登記官(宮崎地方法務局)は入会整備後の共有から代表者名義への移転は議決のあった書類を提出すれば「委任」でなく、「委任の終了」で登記を受け付けるというふうに言っている。その部落の財産を保全する方法としてのメリットもまた捨て難いのではないかと思

う。

司会(岡森) 「委任の終了」というのはある部分では非常に魅力的なものをもつが、近代化法を使って一括整備したものと委任の終了でもっていけるかどうかについては法律上の問題も多く、今後も勉強が必要であると思う。

III 入会林野の高度利用

〈林野利用の複合化〉

司会(佐藤) 再会したい。

(篠原) モノカルチャーからポリカルチャーへもって行くことが非常に重要というが、国や県の政策はどのようなものがあるか。

(北川) ポリカルチャーについての各県の取り組みは今までそれほど熱心でなかった。むしろ1つのものに特化するというようなことが主流であった。ところが単一のものだけで勝負をするということは、最近はそれがもたらす弊害が目につきはじめている。例えば、山口県のEC方式(複合的ないくつかのものを組み合わせようという考え方で最近地域複合ということも言われている)なんかは、そうした弊害を除きながら広域的に多品目を結びつけていくこうとするものではないかと思う。山村地帯では1つのものを大量生産することは難かしい。そこでなるだけ労働条件、土地条件をつなぎ合わせ一年中就労ができる、かつ若い人もお年寄も働けるといったような動きが出てきている。林野庁が出している林産集落対策事業もそういった線に沿ったものだし、産業の複合化、コンビネーションという言葉も使うが、うまく組み合せることで活性化していくという考え方が、地域の村おこしの中から芽はえてきていると理解している。

司会(佐藤) 次に、薬草や山菜等、造林以外

の目的で入会整備を行う場合の経営形態について問題が出されている。

(仲田) 最近の林業をとりまく変化に対応したり方という意味で北川先生の考え方同感だ。入会林野整備後の経営形態としては土地の流出を防止するという意味では生産森林組合、あるいは農事生産法人が好ましいと思うが、山菜、薬草あるいは観光、レジャー施設等を設置し経営する場合にどのような経営形態を選ぶかということも重要である。

〈地域の自然条件の活用〉

(北川) いずれの方法がいいかといつても…。その土地なり条件なりの特徴をおさえてやっていかないといけない。

ちょっと余談になるが、山本さんから先程、「なんせ、シカが増えて林業に被害を及ぼして困るからなんとか方法はないだろうか。」という話があったが、そのシカを獲ったらどうだろうか。シカをじゃまものと考えると厄介であるが、これを資源として生かしたらこんなにいいことないじゃないかと思う。頭から先は飾り物として大変高い値段がするし、肉はまた結構な味がする。別の言葉で言うと適当な密度管理をやっていくということだが、ヨーロッパあたりではシカとかイノシシとかを森林の中で餌付けし、野生だからそう近くまでは近付かないが木の合間などにちらちら見える自然の野生動物というものはやはり魅力がある。そういう管理をして獲れたものは食べるとすればこれは誠に結構な資源であると思う。

しかし、そういうことはシカのいる地帯でできることであって、他の地域でさあシカをといってもどうはいかない。その土地がもっている条件をいかに生かすかということであるから、例えば薬草のオウレンを栽培するとすると適地

でなければならない。山陰や北陸地帯は昔から野生のオウレンがあったわけで、そういう所だからちょっと手を入れて栽培すれば、鳥取県の智頭林業のように木材よりはオウレンの収入の方が高いというようなこともありうるのだ。自然にあるものを育成していくことによって土地は効率よく活用されていくのだと思う。したがって何がいいか、どういう形態がいいかということもそれぞれの状況を判断しながらやっていくべきだと思う。

司会(佐藤) 先生の考えは非常にいいことだと思う。このことについて意見はないか。

(山本) 今のシカの件であるがさっそく具体的に実行にうつそうと思う。また私はオウレンの栽培もしているし、山芋も作っている。これもいかしていきたい。やっぱり山の特産を生かしていかないといかんと思う。

司会(佐藤) おかれた自然を生かしての経営ということについて考え方を聞きたい。

(高尾) 対馬では総面積7万haのうち広葉樹林が7割を占めるが、広葉樹林の中で椎茸原木林になるのがだいたい3万haぐらいあるため林業といつても椎茸でほとんど生活している。ところが原木がだんだん少なくなっているので、原木林の造成をやっている。

IV 生産森林組合の経営課題

〈生産森林組合の運営資金〉

(篠原) 組合員の生活基盤はどういうふうになっているか、それからその組合員の経営意欲と組合の借入金について聞きたい。

(山本) どこでも同じと思うが、老齢化が進み若い人はほとんど出稼ぎにでている。またシカの害が出るので間伐、除伐などの事業経営は当分の間できない。発情期のシカはスギやヒノ

キで角を磨くがこれが非常に害がある。
司会（佐藤） 借入金の問題についてもお願いする。

（山本） 私の組合は789万円の借入をしている。期間は35年であるが、その頃は私も当然あの世に行っている。もっとも組合の土地が担保に入っているし、35年たつと伐期が来るから問題ないが。

司会（佐藤） 次に移る。酒井さんに、「生産森林組合の出資金額をどのようにして定めているか。出資額がかなり多いが現物出資と現金出資の割合はどのようにになっているか。一口の金額を高くしておくと脱退者が出了場合困ることにならないか。」という問題がでている。

（酒井） 出資価格は立木と土地を評価した額になる。土地については固定資産相当の評価額、立木は森林国営保険を参考にしている。

（西森） 立木評価と土地だけで現金出資はないのか。

（酒井） 57の組合中現金出資は1つだけだ。これは入会林野整備ではなく、法人をつくって土地を購入するために現金出資をした事例である。

（西森） 現金出資をしてないと苗木を買うにもたちどころに困るのではないか。土地や立木を評価すると台帳面ではこういう出資額になるかもしれないが、事業が一銭の金もなくなり立っていくのかと疑問だ。

（酒井） 設立までの過程にはそれぞれの部落で別々に運営費をつみ立てている。もっともそれは組合には出資していない。

（西森） それでは組合の資産としては現金がない。部落でのつみ立てにしても経営上の現金が組合には全然ないということではないか。

司会（佐藤） 現金が一銭もなくて事業ができるかということか。

（西森） そうだ。私は現物出資だけじゃだめだ、現物と現金あわせて一口なんばというように指導すべきだと思う。

（長濱） 生産森林組合の管理、運営については悩みが多い。その意味で発足段階では現金出資が必要であるという考え方方はまさにその通りだと思う。林産集落振興対策事業が発足し、私の県でも様々な形で実践しているが、これらの事業を実施するためにはまずその事業費にみあう金を事業主体がもっていかなければ実施できないからである。そこで作業道を開設する時点ではどのような資金を充当されたのか、また事業主体は生産森林組合であるか、町なのかを聞きたい。また作業道の開設に伴って税金がきて対策に苦慮している。

（酒井） 生産森林組合について実績をみると大きい組合程、林道、作業道が入っているが、広葉樹林（クヌギ林）からの収益があるため自己で賄っている部分が多い。また小さい組合の中ではクヌギの植林地のある所はまあまあという状況で、スギ、ヒノキの針葉樹一本の所については問題がある。したがって森林総合整備事業の間伐には組合員がでて行い、補助金は運営費にあてるように指導している。

＜補助金の圧縮記帳＞

（堺） 長濱さんに聞きたい。作業道がはいったため税金をかけられたというが、だれがだれに対してどういう税金をかけてきたのか。

（長濱） 税務署が生産森林組合に税金をかけた。

（堺） 税務署がかける税金というのは所得税だけだと思うが何に所得税をかけたのか。

（長濱） 私もよくつかんでいない。

（堺） 作業道の開設に伴って林地の評価替えをしたため評価益を出したということか。それ

とも固定資産税の評価額が上ってそれにともなって税額が上ったということか。しかしこれは税務署には関係がない。

（長濱） 市町村が作業道の開設で評価額を変えるということはありえない。むしろ、税務署が作業道そのものに対して建造物と見なしている。

司会（佐藤） 今の作業道以外の道路を作った場合もそういう事例があるのか。それともそれについてのみそういう現象がおきたのか。

（長濱） それだけだ。というのは生産森林組合が開設したのはもう一ヶ所あるが、そこは作業道でなくて作業路、造林作業路であり、その分については税金はかかるでない。その他、生産森林組合有林に作業道を開設したのは数十ヶ所あるがそれについては市町村が事業主体でやっているので税金はついていない。

（岡森） 私も堺さんと同様解せない。補助金を利益として計上してしまったのではないか。経理のやり方の問題で所得とみなされたというようなことしか考えられない。

（吉村） 先程の生産森林組合の経費の問題は、考えられるのは作業道をつけた時に損益計算の中で補助金の圧縮記帳という処理をしなかったのではないかということだ。私どもは造林をした場合についても圧縮記帳をして収益をあげないようにしている。圧縮記帳を忘れて損益計算をそのまましてしまった場合、補助金について税金がかかってくることがある。

＜法人住民税の増税問題＞

司会（佐藤） 同じ税金の問題がもう一件でいる。

（中村） 生産森林組合は伐期までには数十年を要する。しかも造林経費は増大する一方だということでいうなれば大部分が赤字である。に

もかかわらず昭和58年の4月、地方税法が改正され法人、住民税が1,000万円以下の資本金の法人においては昭和57年度の1万円が、58年度は2万円、そして59年に一挙に5万円に、また資本金1,000万円以上では59年は15万円というようになった。唐津市には200戸ぐらいの部落に5つの生産森林組合があり、その中の2組合が資本金1,000万円以上であるが、住民税が5万円、大きい所では15万円ということになるとそれだけで大変な負担になる。したがって私の方は県に地方税法323条の減免の処置をお願いしたいということでやっているが天災地変以外は減免されない。それならばと林業指導振興費というようなもので反対給付をしていただきたいということで県と同時に各市町村長に対してもお願いしている。なおこの住民税の件は各県が共同して治山治水に役立つ生産森林組合でもあるので、林野庁や自治省にも公益法人同様な取り扱いをするよう働きかけていくべきだと思う。

司会（佐藤） この問題については同じお気持ちの方も多いと思う。

（高橋） ただいまの中村さんの住民税の問題、全く同感である。良案があればお教えを願いたい。

（山本） 私のところは固定資産税を含めて21万2千円くらい、住民税は1万5,6千円であり、とくに固定資産税が大きい。

司会（佐藤） この税金のことについてお互い非常に困りだと思う。あるいは今日でも機が熟すれば別としてなんとか声を大にしてお願いをする機会がもてたらと思うが。

（長濱） 今から決議をやってほしい。

（中尾） 皆様方のお気持ちちはよくわかる。決議といかないまでも西日本入会林野研究会第10回大会でこういう非常に強い意見が出たという

ことであれば、代表委員の名前で少なくとも林野庁には取り継がざるをえない。

＜生産森林組合か個人分割か＞

司会（佐藤） それではもう一つ生産森林組合の解散についての質問が出ている。

（篠原） 生産森林組合や農事組合法人の解散があるようだが、解散後の管理経営形態というのはどういうふうになっているのか。

（酒井） 解散したところの経営形態は個人分割または4,5人ずつの共有の分割でやっている。

（満石） 70町歩の山を所有する入会集団が5つの小集団に分かれ、上の3つの小集団で15町歩、下の2つが20町歩、そして各部落が各々1町から3町歩ぐらいもっているという場合、個々に生産森林組合を作ると市町村民税や県民税などが負担になってくるので全部プールして1つの大きな生産森林組合を作るか、小さいものは入会地として残して大きいものだけ整備するか迷っている。

（堺） どっちがいいかというのはわからないが、1つの生産森林組合の中で小組で利用しているという形態は多い。所有名義は1つであって法人税、固定資産税の支払いは生産森林組合という1つの団体で行い、土地の管理経営はより小さな集落小組で管理経営しているという形態である。

（江崎） 整備後の経営形態で個人分割利用が増えているということであるが、福岡県の大平村のある整備組合では個人分割利用にしたいという意向でまとまっているのに、村当局が個人分割では持分を持って村外に出ていく者が増えるからかえって地域振興に害を与えると反対し、結局共同経営方式という形にした。個人分割利用が増えているところではそういうことに対し、どのように対処しているのか。また自分の持分を

持って転出するという事例があればお聞きしたい。

司会（佐藤） どこかそういう事例のある所はないか。

（中須） 延岡市では43年頃から入会整備を始め、当初は生産森林組合を設立していた。しかし整備後の経営がうまくいかないので50年頃から個人分割を勧めている。個人分割すると生産森林組合以上に個人の経営意欲が湧き、造林もすすむし経営もうまくいっていると思う。ただ土地が流失するのではないかという心配もないわけではない。一部にはそういう例もあるようだ。そこで整備する段階で土地については特に市外には売らない、そういうことになった場合には部落内で処分していくという申し合せ等を指導している。

（洲浜） 私は生産森林組合の指導を担当しているが、最近よく相談をうけるのは税の問題や経営の問題である。とくに収入がないのに税金は高くなる、組合を解散する方法はないのかということを真剣に相談してくる。私は入会整備で生産森林組合として本当の意味での機能を果し得ないようなものまで生産森林組合にもってくるのは誤りだと痛切に感じている。

司会（佐藤） それでは時間の都合もあるのでこの辺にしたい。

司会（岡森） 皆さん、御苦労さまでした。できるだけ筋の通ったような話の流れにしたいと思ったがうまく討議を進めることができなかつたことを深くお詫びする。皆様方の多くが来年も再び参加され、できるだけ積極的な御発言をいただくように協力お願いしたい。本当にどうもありがとうございました。

＜大会記事＞

西日本入会林野研究会第10回大会は、昭和59年9月26～27日に島根県西郷町（隠岐島）において約230人の参加を得て開催された。

第5回の屋久島、第8回の五島につづいての離島大会であったが、心配された台風もコースを外れ、島根県、西郷町その他関係者の方々の行きとどいたご配慮もあって極めて充実した研究会となつた。

とくに今大会では10回目を記念して、創立発起人の武井正臣氏（現名城大学）と西森正信氏（高知県木材振興課）に「研究会の10年を回顧して」いただいた。

また林野庁森林組合課長補佐の井手道雄氏には忙しい中にもかかわらずわざわざご出席いただき、「最近の林政の動向」についてご講演いただいた。

＜総会報告＞

午後からのシンポジウムに先だって総会が開かれ、板垣靖彦氏（山口県治山課）の議長によって議事が進められた。会務報告（昭和58年10月～昭和59年9月）、会計報告（同）が了承されたあと、次回開催予定地の決定、規約改正、役員の選出の順で進められた。それぞれの内容は次のとおりである。

1. 会務報告（第9期、昭和58年10月～昭和59年8月）

（1）活動日誌

（昭和58年）

10月6,7日 第9回大会（長崎県五島、220人）

12月 5日 中日本研究会会報第4号

12月 9日 運営委員会（第10回大会について）於東京

12月10日 三地区入会林野研究会合同懇談会

（昭和59年）

2月 28日 東日本入会研究会会報第4号

3月 29日 中日本入会研究会会報第5号

5月 18日 第10回大会の概要決定（渡部委員・島根県）

6月 4日 第10回大会について現地打合せ（代表委員）

6月 14日 林野庁森林組合課長へ第10回大会の予報の発信を依頼

7月 10日 会員の確認及び会費の徴収並びに入会林野等担当者の名簿について依頼（各県幹事）

7月 10日 会報第9号の発送

7月 27日 第10回大会の案内状の発送

(2) 会計報告

別紙のとおり

2. 審議事項

(1) 次回開催地

① 佐賀県唐津市内の予定で準備を進める。

(2) 規約改正

① 監事の設置

② 会計年度の設定

③ 改正条項

(i) 第六条(役員) 1項

運営委員若干名をおく。

→ 運営委員若干名及び監事二名をおく。

(ii) 4項を5項とし、4項に次を挿入

→ 監事は本会の会計を監査する。

(iii) 5項

運営委員は総会で選出し、

→ 役員は総会で選出し

(iv) 第八条を新たに設ける。

→ 第八条(会計年度) 本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

(3) 役員の選考

① 市町村関係

久保 政登(広島県湯来町) → 留任

佐藤 英男(熊本県南小国町) → 留任

酒井 利幸(大分県九重町) → 留任

杉山 宏明(佐賀県富士町) → 中越 武美(高知県檮原町)
(島根県西郷町) → 山崎 士(佐賀県唐津市)

② 県関係

倉橋門生幸(高知県林業課) → 今久保幸徳(高知県林業課)

松原 功(山口県公社) → 広井 隆生(岡山県林政課)

山口 節(宮崎県林産課) → 留任

高尾 徳次(長崎県対馬支庁) → 諸岡 哲夫(佐賀県林務課)

渡部 弘明(島根県林政課) → 留任

③ 大学関係

大平 英輔(高知大学) → 矢野 達雄(愛媛大学)

北川 泉(島根大学) → 留任

中尾 英俊(西南学院大学) → 留任

堺 正紘(九州大学) → 留任

④ 監事

松原 功(山口県椎茸農協)

山上 三郎(佐賀県生森協)

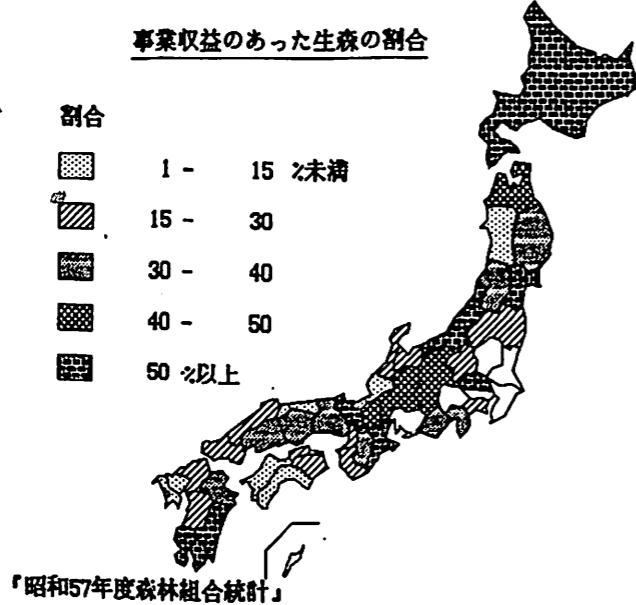
西日本入会林野研究会第9期決算報告書

項目	前期	本期	摘要
1. 前期繰越	98,216	135,212	
2. 会費	223,000	160,500	321人
3. 大会参加費	344,000	420,000	168人
4. その他	6,866	2,341	
収入合計	672,082	718,053	
1. 会報費	292,000	226,000	
2. 会場係旅費	91,000	125,000	4人
3. 連絡旅費	43,800	67,060	
4. 運営委員会費	0	0	
5. 通信費	16,070	17,760	
6. 謝金	65,000	65,000	
7. 事務局費	29,000	57,620	
支出合計	536,870	558,440	
次期繰越	135,212	159,613	

自 昭和58年10月1日 至 昭和59年8月31日

昭和59年9月20日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾英俊



<編集後記>

会報第10号をお届けします。

第1部の10周年記念特集中でも何人かの方が書いておられます。本当によく続いたものだと思います。1冊ずつは薄っぺらな冊子にすぎませんが、第1号から第10号までを重ねると本文だけでも300頁を越す大冊となります。ただ単に、同じ形式で発行することだけを考えてきたにすぎませんが、それでもよく頑張れここまで来たものです。

会報の内容は、常にシンポジウムの再現でした。あるいは、再現にすぎなかったのですが、それを支えてくれたのはその時々の学生諸君でした。彼等の献身的な協力に満腔の謝意を表します。

今回は10周年記念ということで広く原稿を募集しました。予想以上に多くの原稿が集まり、大変充実したものになりました。御多忙中にもかかわらず御執筆下さいました皆様に厚く御礼申し上げます。なお、事務局の不手際で発行が大幅に遅れ、早目に御投稿いただいた方には大変長い間お待たせしてしまった、誠に申し訳なく思っています。

ところで、10年間も同じ人が事務局を担当すると、諸事、マンネリ化して新鮮味がなくなるようです。10年を期にシンポジウムや会報の内容、さらに事務局の一新を図ることも必要ではないでしょうか。何か良い知恵があったら御教示下さい。

(堺)

1985年6月29日印刷

1985年6月30日発行

編集 西日本入会林野研究会

発行 福岡市早良区西新6-2-92(814)

西南学院大学法学部内

電話 (092)-841-1311

印刷 松隈印刷株式会社

電話 (092)-721-0769

